第２次
富士山おむすび計画

富士市食育推進計画

富士市食育キャラクター
むすびん

平成 26 年３月

富　士　市

はじめに

私たちのまち富士市は、世界文化遺産であり日本を象徴する富士山に抱かれ、豊富な地下水や温暖な気候によって、シラスやお茶、みかんなど、多くの海の幸、山の幸に恵まれております。

本市では平成２１年３月、「第１次富士山おむすび計画」を策定し、これら多くの食材や富士のふもとの食文化を活かしつつ、健全な食生活の実践や地産地消など、食育推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、依然、子どもの肥満の割合や大人の朝食欠食率、糖尿病の死亡率が高い状況にあり、脂肪、食塩の過剰摂取や野菜不足等の栄養の偏り、夜間の夕食摂取等食習慣に起因する生活習慣病も増加しております。また、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつあり、市民の食の安全性に対する不安も増しております。

こうした状況の下、「食で育む健全な心とからだ」の実現を基本理念とした「第２次富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」を策定いたしました。

これからは、市民一人ひとりが食育を理解し、実践していく必要があります。

本計画においては、その基本方針を

1 食を通して心身の健康を育む
2 食を通して豊かな人間性を育む
3 食への理解を深める

とし、各ライフステージや家庭・学校・地域等それぞれの場面で実践すべき食育の取組を具体的に提示いたしました。

本計画に基づき、すべての市民が生涯にわたって食に関する理解や関心を深めることを目指し、市民の皆様とともに、食育推進に取り組んでまいります。

結びに、計画の策定に当たりまして、貴重なご意見、ご尽力を賜りました富士市食育推進会議委員の皆様をはじめ、関係機関・団体及び市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成２６年３月

富士市長　小長井 義正

; # 目　次

序　章　計画の改定に当たって 1

１ 計画策定の趣旨 2
２ 計画の位置づけと計画期間 3
３ 国・県計画の概要 4
４ 本計画の構成 6

第１章　食育の現状と課題 7

１ 富士市の概況 8
２ 食をめぐる現状 10
３ 市民の食に関する意識 18
４ 第１次計画の評価と課題 24

第２章　食育推進の基本的な考え方 29

１ 計画の体系 30
２ 基本理念 32
１）食育推進に当たっての基本理念 32
２）計画の名称の考え方 32
３ 基本方針 33
４ 基本施策 34
１）食を通して心身の健康を育むために 34
２）食を通して豊かな人間性を育むために 35
３）食への理解を深めるために 36
５ 成果指標・目標値 37

第３章　具体的な施策 39

１ 施策展開の視点 40
２ 視点ごとの具体的な取組内容 41
１）家庭を対象とした食育の推進 41
２）保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進 43
３）地域等との連携による食育の推進 46
４）健康づくりのための食育の推進 48
３ ライフステージごとの取組内容 50
１）ライフステージごとの食育の方向性 50
２）ライフステージごとの事業等 53

第４章　計画の推進方策 57

１ 関係主体との協働による食育の推進 58
２ 計画の推進に当たっての役割分担 59
３ 計画の進行管理と評価 60

参考資料 61

資料１　食育基本法 62
資料２　富士市食育推進会議条例 66
資料３　計画の策定体制 67
資料４　計画策定の経緯 68
資料５　富士市食育推進会議委員名簿 69
資料６　食育推進計画策定委員会構成 71
資料７　食育推進計画策定ワーキンググループ構成 72
資料８　富士市教育ファーム推進計画 73
用語説明 74

序章　計画の改定に当たって

注：文中※印のある用語は、74 頁以降に解説があります。

1 計画策定の趣旨

食は、生きるために必要不可欠なものであり、心と体の健康を保ち、活力ある人生を送るための基礎となるものです。

近年、社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い食の多様化が進展する一方、食の大切さに対する意識が希薄になっていることから、健全な食生活が失われつつあり、心身の健康に影響を与える様々な問題が生じています。

このような中、国では食育を社会全体の問題として捉え、平成 17 年 7 月に食育基本法を施行し、平成 18 年 3 月には食育推進基本計画を策定しました。その後、平成 23 年 3 月に第 2 次食育推進基本計画を策定し、その概念を「周知から実践へ」と定め、食育の推進に関する施策についての基本的な方針の重点課題として、①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進、を掲げたところです。

本市においては、平成 19 年 3 月に富士市食育推進会議条例を制定、平成 21 年 3 月には「富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」（以下「第 1 次計画」という。）を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この度、計画期間が終了することから、国の「第 2 次食育推進基本計画」及び静岡県の第 2 次計画である「ふじのくに食育推進計画」の策定を踏まえ、本市においても更なる食育を推進するため、「第 2 次富士山おむすび計画～富士市食育推進計画～」（以下「本計画」という。）を策定しました。

食育とは —食育基本法（平成 17 年 7 月施行）より—

- ◆ 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ◆ 様々な経験を通じ「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

2 計画の位置づけと計画期間

1）計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、国・静岡県の計画を踏まえるとともに、第五次富士市総合計画に基づき、食育に関連する市の諸計画と整合して策定するものです。

本計画は、本市の今後の食育推進の方向性を定め、食育に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となるものです。また、行政、関係団体、市民がそれぞれの役割に応じて連携を図り、協働で食育に取り組むための基本指針となります。

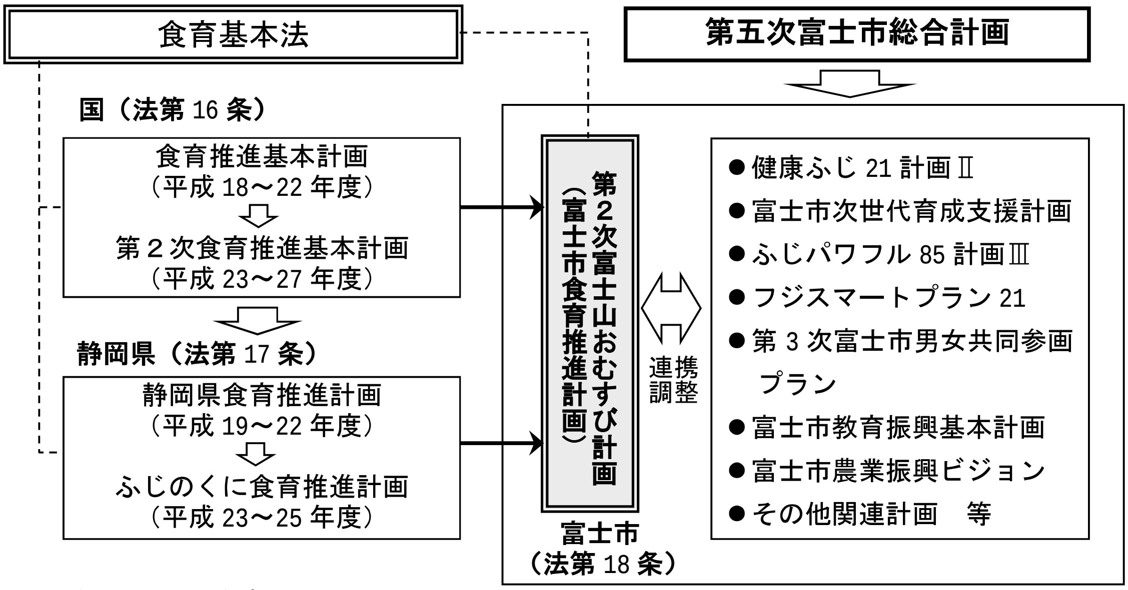

注）法とは、食育基本法を示す

2）計画期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

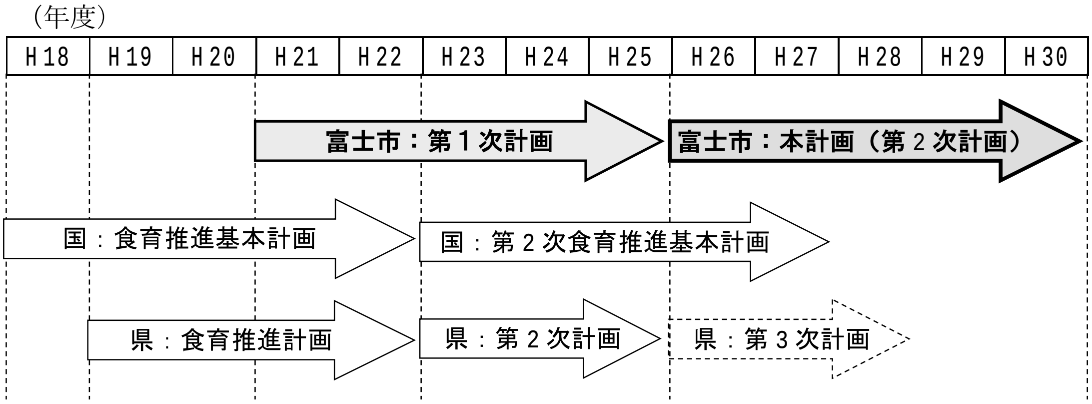

3 国・県計画の概要

1）国：第2次食育推進基本計画（平成 23～27 年度）

（1）コンセプト

“「周知」から「実践」へ”

（2）食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1　重点課題
　① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
　② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
　③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

2　基本的な取組方針
　① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
　② 食に関する感謝の念と理解
　③ 食育推進運動の展開
　④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
　⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
　⑥ 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
　⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

（3）成果指標、目標値

成 果 指 標	対 象	H27 目標値
食育に関心を持っている国民の割合	20 歳以上	90％以上
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	20 歳以上	週 10 回以上
朝食を欠食する国民の割合	子ども 20～30 歳代　男性	0％ 15％以下
学校給食における地場産物を使用する割合		30％以上
栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合	20 歳以上	60％以上
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合	20 歳以上	50％以上
よくかんで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合	20 歳以上	80％以上
食育の推進に関わるボランティアの数		37 万人以上
農林漁業体験を経験した国民の割合	20 歳以上	30％以上
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	20 歳以上	90％以上
食育推進計画を作成・実施している市町村の割合	市・町・村	100％

2）県：ふじのくに食育推進計画（平成 23～25 年度）

（1）コンセプト

“０歳から始まるふじのくにの食育”

（2）目指すもの

「食を通して人をはぐくむ」：「食を知る」「食をつくる」「食を楽しむ」ことを通して、生涯にわたり望ましい食生活を実践する力を身につけ、健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ

（3）基本的施策

基本的施策	施策
1 食を知る	1-1 望ましい食生活に関する知識の普及や情報提供 1-2 食品の安全性等に関する情報提供 1-3 食をつくりだす自然環境についての意識啓発
2 食をつくる	2-1 料理等を体験する機会の充実 2-2 農作業等を体験する機会の提供
3 食を楽しむ	3-1 食への関心と理解を深める機会の提供 3-2 地域の食材や食文化を楽しむ機会の提供
4 食の環境づくり	4-1 食育を推進する人材の育成等 4-2 食の環境整備 4-3 推進体制の整備

（4）成果指標、目標値

成果指標	対象	H25 目標値
食育に関心のある人の割合	20 歳以上	90％以上
肥満の児童の割合	小学生	2.5％以下
肥満（BMI25 以上）の割合	30 歳以上　男性 30 歳以上　女性	21％以下 14％以下
おいしく食事ができる人の割合	20 歳以上	100％
栄養のバランスに気をつけている人の割合	20 歳以上　男性 20 歳以上　女性	30％以上 40％以上
ボディイメージを認識している人の割合	20 歳以上	73％以上
調理体験を実施している幼稚園・保育所の割合	幼稚園・保育所	100％
教育ファームの計画を作成・実施している市町の割合	市・町	75％以上
朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合	園児・小中学生・高校生	100％
朝食を毎日食べる人の割合	20 歳代　男性 20 歳代　女性	85％以上 95％以上
野菜摂取量（1 日の摂取量）	20 歳以上	350g
栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合	園児・小中学生・高校生	100％
学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース）	小学校・中学校	45％
食育推進計画を作成・実施している市町の割合	市・町	100％
学校給食への地場産品導入のための話合いの場（協議会等）を設置している市町の割合	市・町	100％
栄養成分表示登録店の数	飲食店	900 店舗

4 本計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

【本計画の構成】 → **【各章の概要】**

序章 計画の改定に当たって

1 計画策定の趣旨
2 計画の位置づけと計画期間
3 国・県の計画の概要
4 本計画の構成

食育推進計画とは、どのようなものかを示しています。

第1章 食育の現状と課題

1 富士市の概況
2 食をめぐる現状
3 市民の食に関する意識
4 第1次計画の評価と課題

本計画を策定するに当たって、第1次計画の検証や様々な角度からの現状分析等を行い、課題を整理しています。

第2章 食育推進の基本的な考え方

1 計画の体系
2 基本理念
3 基本方針
4 基本施策
5 成果指標・目標値

食育の現状と課題を踏まえ、本市が目指す食育の姿や食育を推進していく上での方針、基本となる施策、成果目標を示しています。

第3章 具体的な施策

1 施策展開の視点
2 視点ごとの具体的な取組内容
3 ライフステージごとの取組内容

本市が目指す食育を展開していくための視点を示し、具体的な取組内容や事業、ライフステージごとの方向性等を示しています。

第4章 計画の推進方策

1 関係主体との協働による食育の推進
2 計画の推進に当たっての役割分担
3 計画の進行管理と評価

施策(事業)を実施していくうえでの、推進体制やそれぞれの主体の役割、円滑に計画を進行していくための方法等について示しています。

参考資料

関連法、関連条例、策定の体制や経緯等について示しています。

第1章　食育の現状と課題

1 富士市の概況

1）人口

本市の人口は、平成 22 年をピークに減少に転じています。また、少子高齢化が進行しており、65 歳以上の高齢者人口が占める割合は、国や県に比べるとやや低いものの、20 年間で 2 倍以上となっています。

【総人口の推移 7 年間】

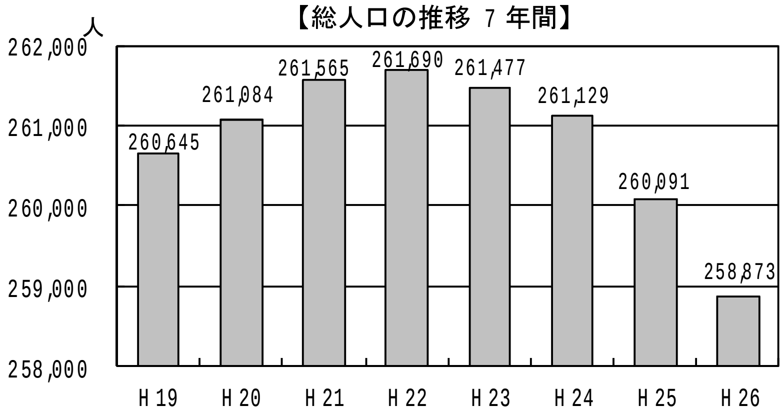

資料:住民基本台帳 各年 1 月 1 日

【年齢3区分別人口割合】

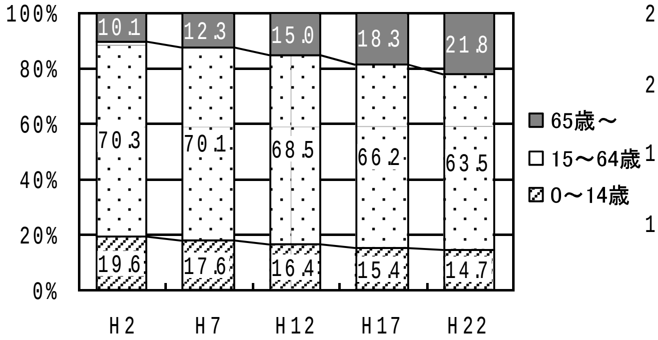

【高齢化率の推移】

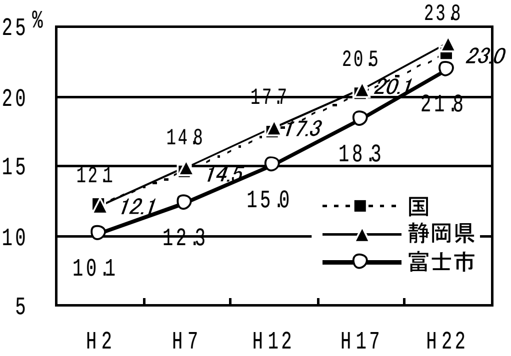

資料:国勢調査

2）世帯

人口が微増から減少に転じる一方、世帯数は増加傾向にあり、1 世帯当たり人員は減少しています。世帯構成からみても、単独世帯※の占める割合が多くなっています。

※9 ページ参照

【世帯数の推移】

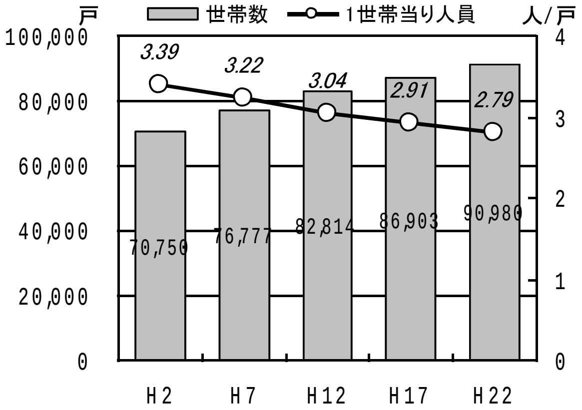

【世帯構成別割合】

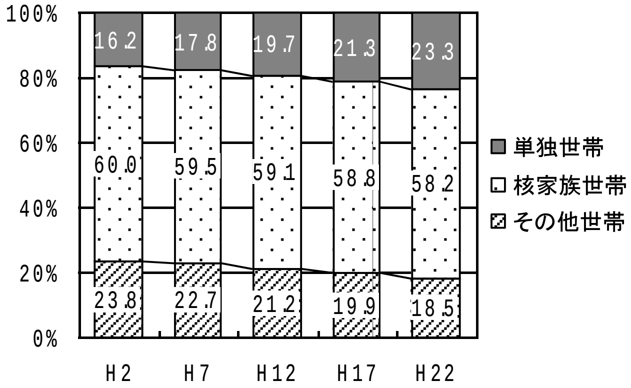

資料:国勢調査

3）就業

産業大分類別の就業者数は、第３次産業が微増傾向にあるのに対し、第１次産業と第２次産業は減少が続いています。本市は、もともと第２次産業の割合が高いため、就業者数が減少傾向にあっても、国や県と比べると第２次産業の占める割合は４割と高い状態にあります。

平成７年以降、就業者数は減少していますが、女性就業者の占める割合は増加傾向にあります。

【産業大分類別就業者数の推移】

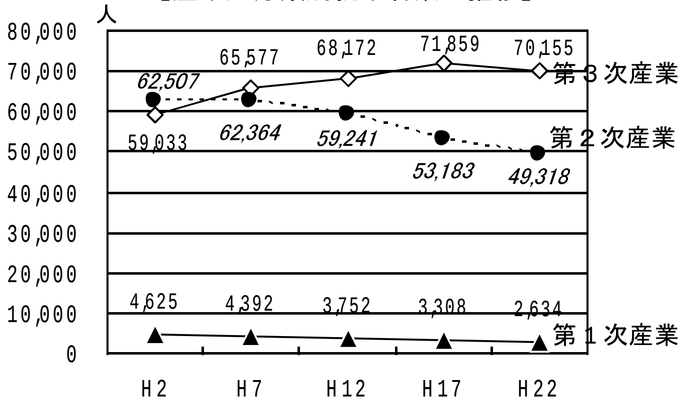

【H22 産業大分類別割合】

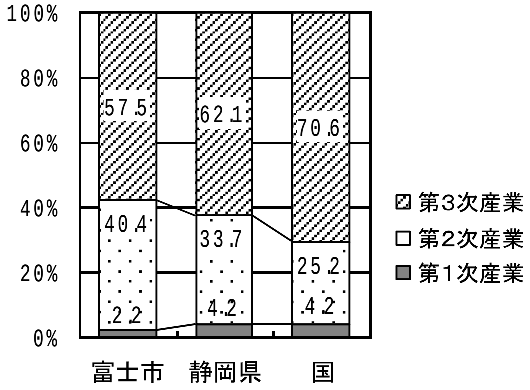

分　類	内　訳
第１次産業	農業、林業、漁業
第２次産業	鉱業、建設業、製造業
第３次産業	卸売・小売業、サービス業、飲食業

【女性就業者数・割合】

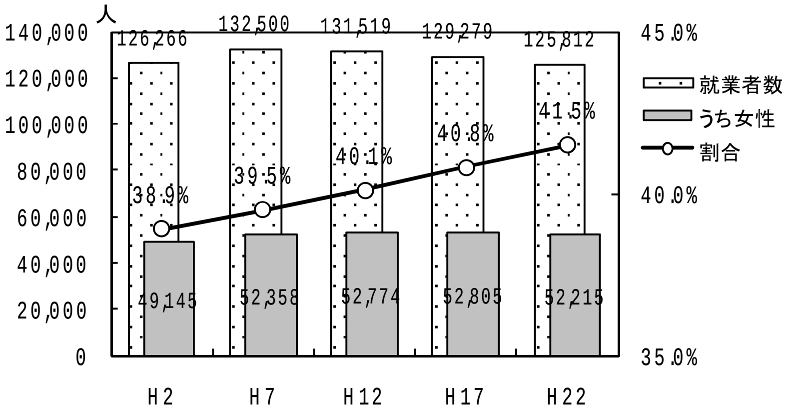

資料:国勢調査

区　分	内　訳
単独世帯	世帯人員が一人の世帯
核家族世帯	①夫婦のみの世帯②夫婦と子供から成る世帯③ひとり親と子供から成る世帯

2 食をめぐる現状

1）大人の健康状態

（1）生活習慣病による死亡率

食習慣や運動習慣など日頃の生活習慣と関わりが深く、患者数の多い四大疾病の本市の死亡率（人口 10 万人当たりの死亡数）をみると、悪性新生物（がん）と脳血管疾患は国や県と同水準、心疾患は低水準であるのに対し、糖尿病の死亡率は国や県よりも高い水準で推移しています。

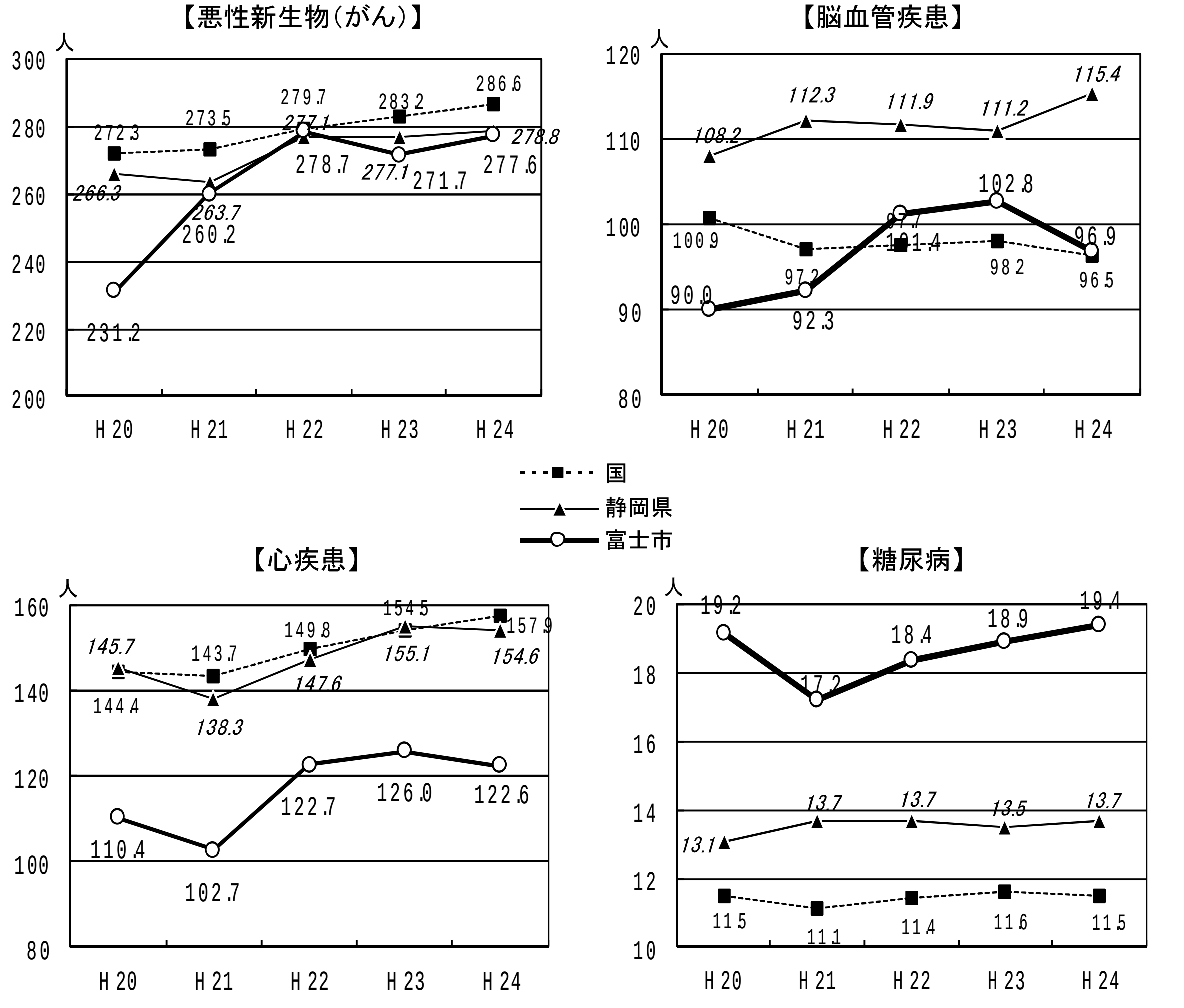

資料:人口動態統計

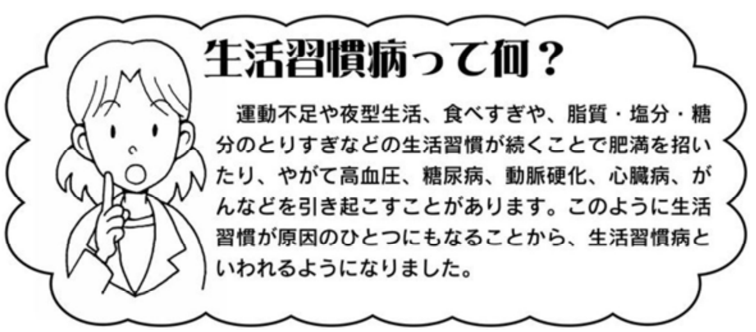

（2）大人の肥満・痩身（やせ）

富士市食育に関するアンケート調査（満 20 歳以上の市民 2,500 人に対して郵送調査　平成 24 年 7 月）を基に算出した体格指数（BMI＝体重 kg÷身長 m÷身長 m）では、肥満（BMI≧25）の割合は、女性より男性の方が高く、年齢が上がるにつれてその割合も高くなっています。

女性は男性に比べ、痩身（やせ）（BMI＜18.5）の割合が高く、若い年代ほどその割合も高くなっています。

【体格指数による肥満判定の割合】

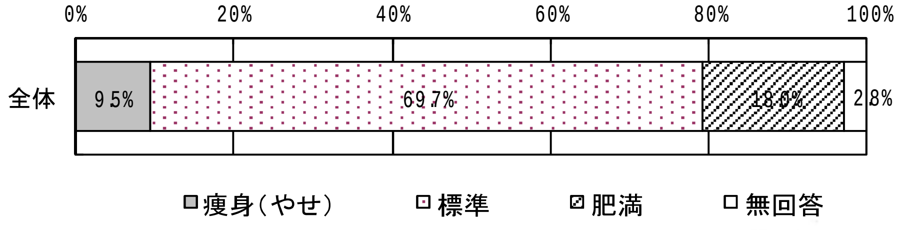

【年代別の割合（男性）】

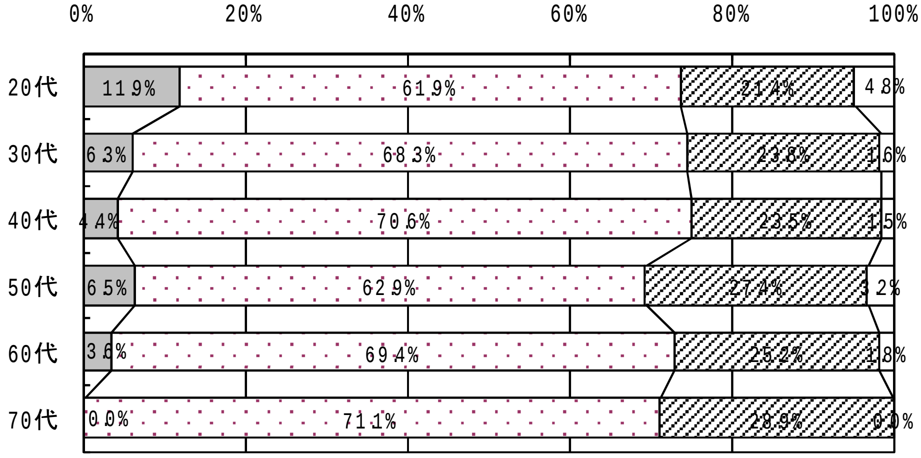

【年代別の割合（女性）】

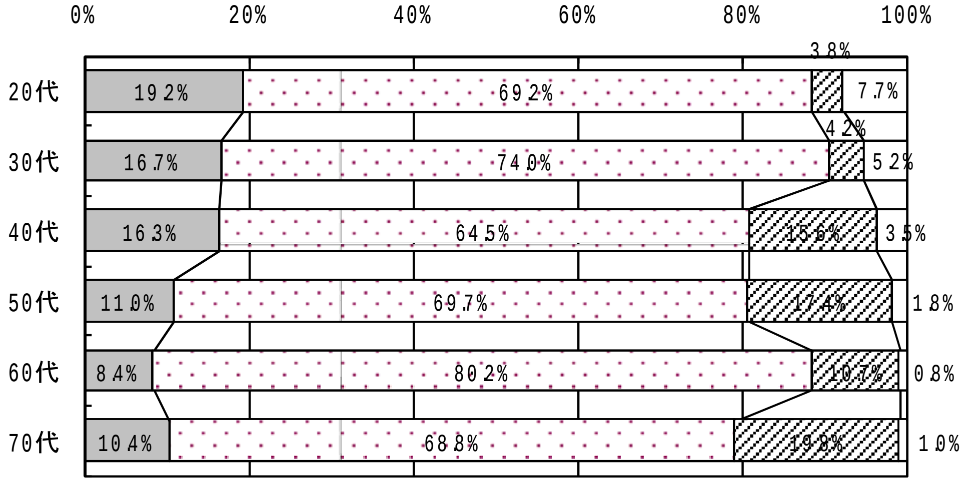

2）子どもの健康状態･食生活

（1）子どもの肥満

肥満傾向児※1の割合は、年齢が上がるにつれて増加し、男子・女子ともに11歳（小6）が最も高くなっています。男子は女子より高い傾向にあり、また、国や県と比べると、本市は男子・女子ともに高い傾向にあります。

【年齢別肥満傾向児割合 H20-25 平均値】

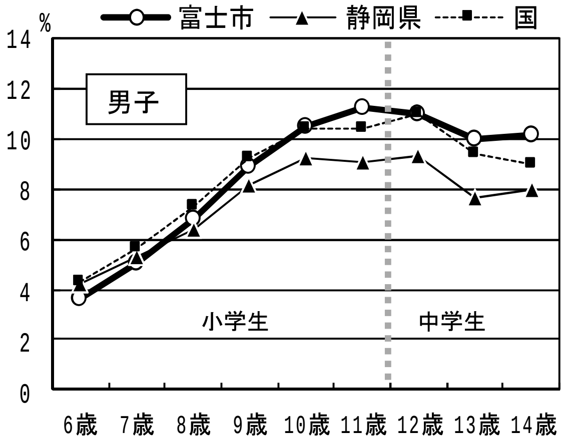

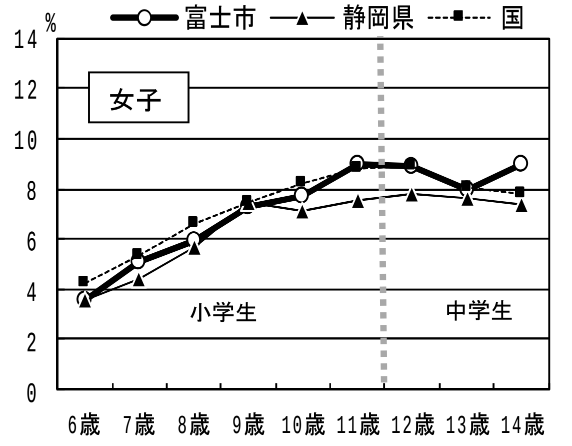

資料:学校保健統計調査

（2）子どもの痩身（やせ）

痩身傾向児※1の割合は、年齢が上がるにつれて増加し、男子は11歳（小6）、女子は13歳（中2）が最も高くなっています。女子は男子より高い傾向にあり、また、本市は、国や県と同水準となっています。

【年齢別痩身傾向児割合 H20-25 平均値】

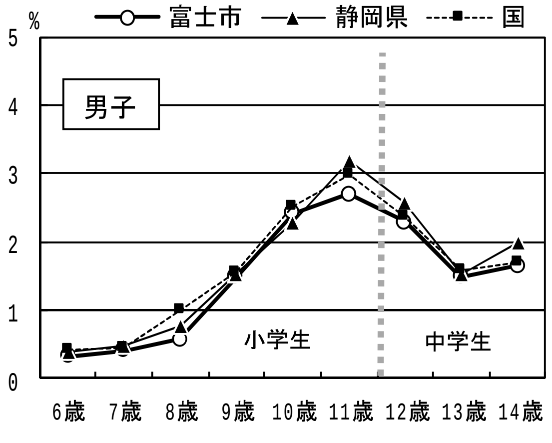

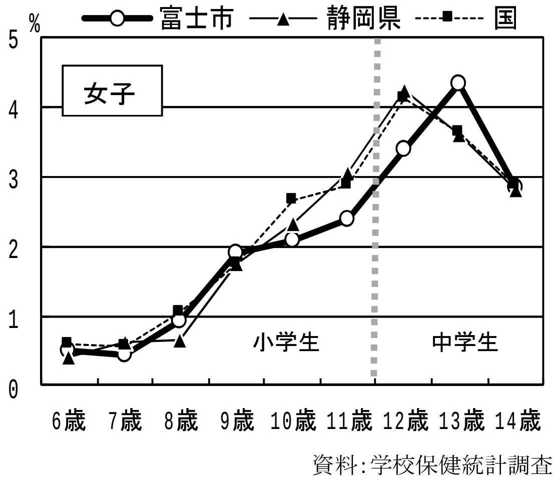

資料:学校保健統計調査

（3）子どもの生活習慣病

中学１年生で実施される小児生活習慣病予防検診の結果をみると、動脈硬化を促進させる要因である LDL コレステロール値が高い子どもの割合は、男子より女子の方が高くなっています。

平成 21 年以降、男女とも減少傾向にありましたが、平成 24 年には、女子が 10.5％と上昇しています。

【LDL コレステロール高値の割合】

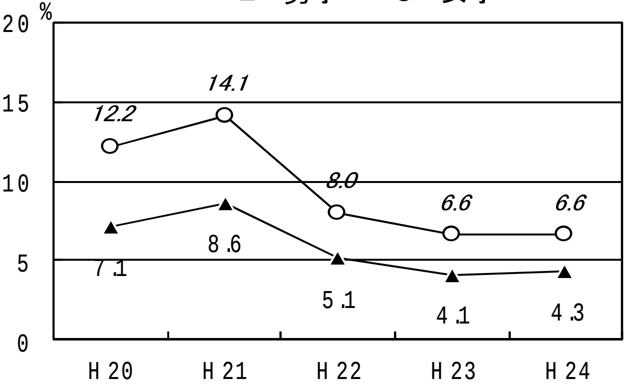

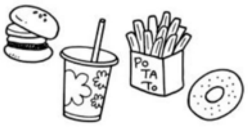

資料：学校保健「ふじ」

（4）子どもの歯の健康

歯のある子どもの割合は、小学生・中学生ともに減少傾向にあります。また、本市は小学生・中学生ともに、国平均をわずかに下回っているものの、県平均を上回っています。

【むし歯罹患率 小学生】

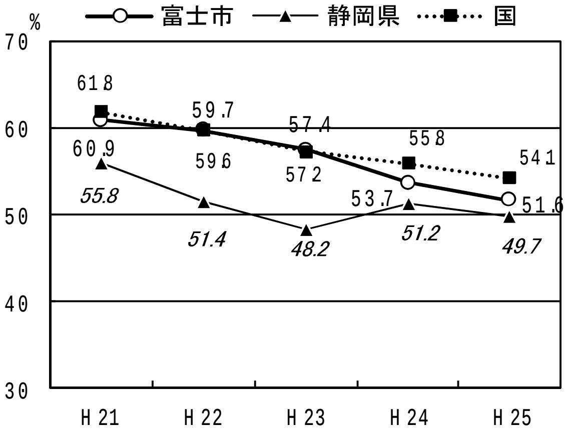

【むし歯罹患率 中学生】

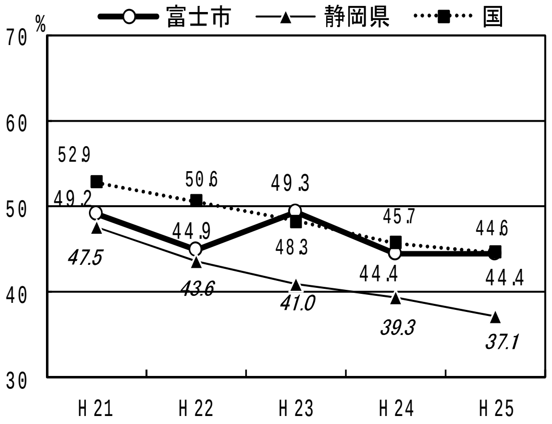

資料：学校保健統計調査
学校保健「ふじ」

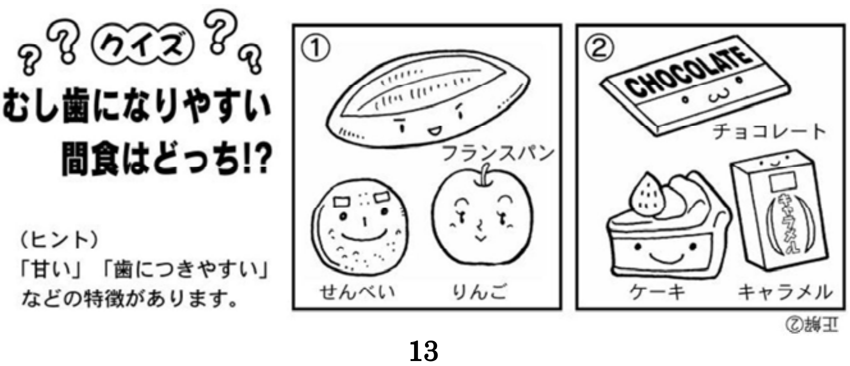

（5）食物アレルギー

食物アレルギーを有する子どもの割合は、小学生・中学生ともに横ばい傾向にあります。また、小学生では、女子より男子の方が割合は高くなっていますが、中学生では男女差がみられなくなっています。

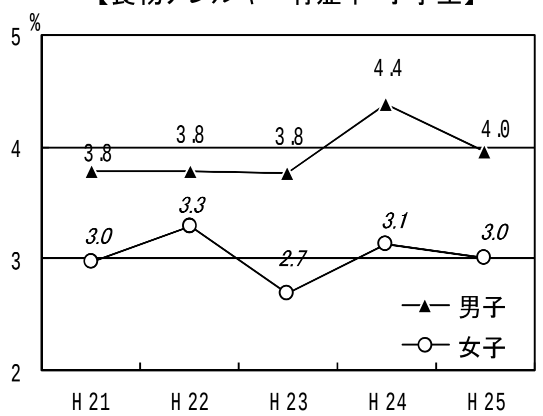

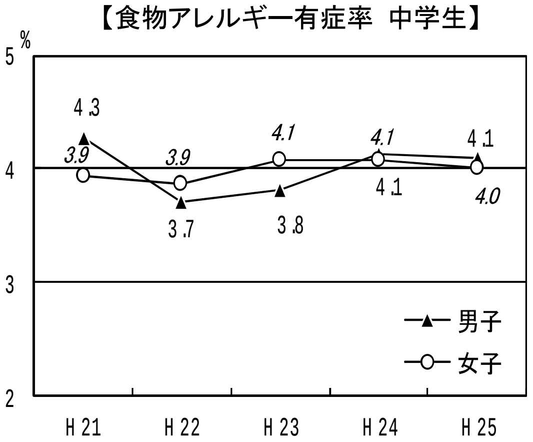

資料:学校保健「ふじ」

（6）朝食摂取状況

子どもの朝食摂取率は、年齢が上がるにしたがって低くなる傾向がありますが、最も低い中学生でも 95.4%となっています。

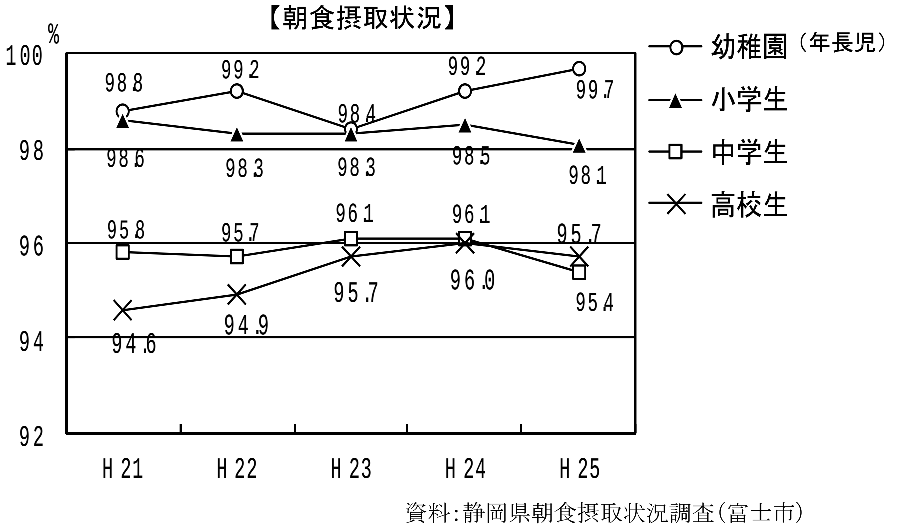

資料:静岡県朝食摂取状況調査(富士市)

（7）富士市小中学生栄養調査※2 結果

小中学生を対象とした栄養調査結果によると､鉄摂取量が必要量に満たない小学生女子が約 6 割、中学生女子が約 9 割みられ、食塩を過剰に摂取している小中学生が全体で約 7 割みられます。

【鉄･カルシウムの摂取量が不足している小学生の割合】

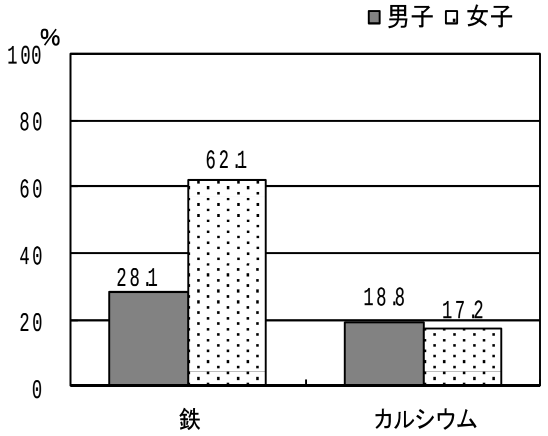

【鉄･カルシウムの摂取量が不足している中学生の割合】

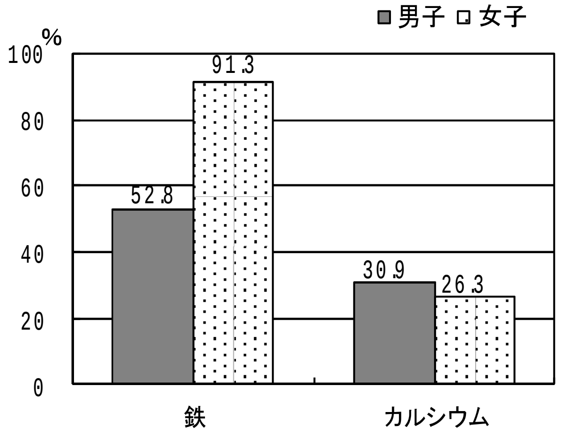

【食塩が過剰な小中学生の割合】

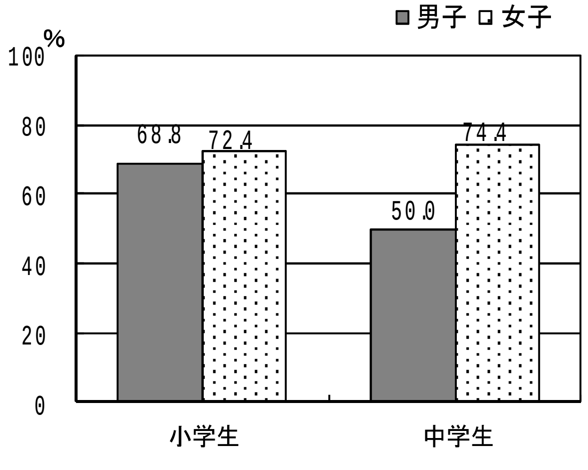

資料:平成 25 年度富士市小中学生栄養調査

3）学校給食

（1）調理方式別完全給食実施割合

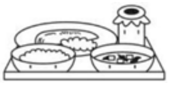

公立小学校・中学校の学校数の比率でみると、国や県と比べ、本市は小学校（25/ 27 校）・中学校（14/ 16 校）とも単独調理場方式の割合が非常に高くなっています。

本市だけでなく、国や県ともに、中学校より小学校の方が単独調理場方式の割合が高くなっています。

【完全給食の調理方式別割合 H24】

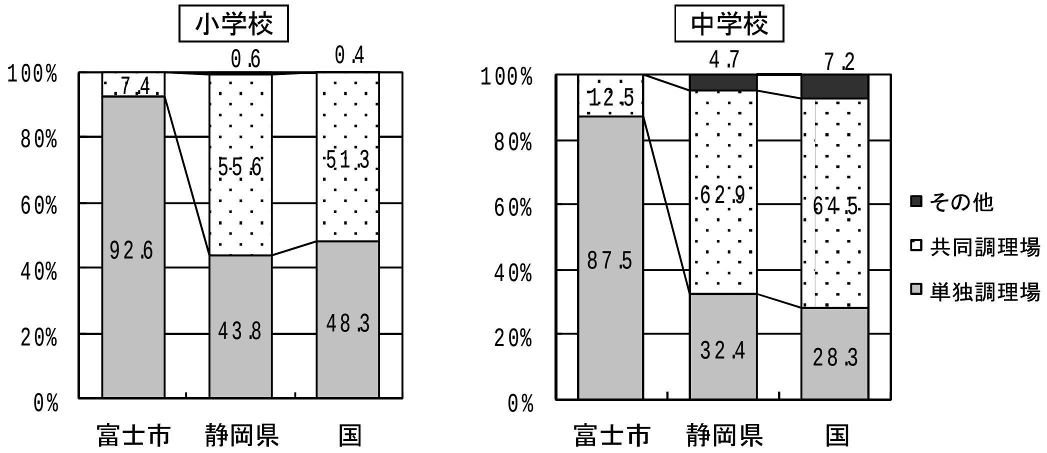

資料:学校給食実施状況調査

（2）地場産物使用割合

学校給食において、県内産物（地場産物）を使用する割合（食材数ベース）は、国や県と比べ、本市は高い水準で推移しており、平成 24 年度は 5 割を超えています。

【学校給食の地場産物使用割合】

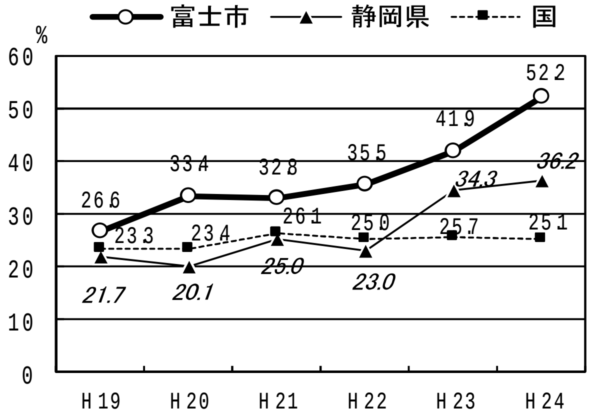

資料:学校給食栄養報告調査

（3）栄養教諭※3の配置

学校における食育推進の重要な役割を担う栄養教諭は、平成 17 年度から配置が開始されていますが、本市では平成 22 年度から小学校 2 名、中学校 2 名が配置されています。

学校栄養職員※4のうち栄養教諭の占める割合をみると、静岡県は国に比べ非常に低くなっています。

【栄養教諭の配置割合】

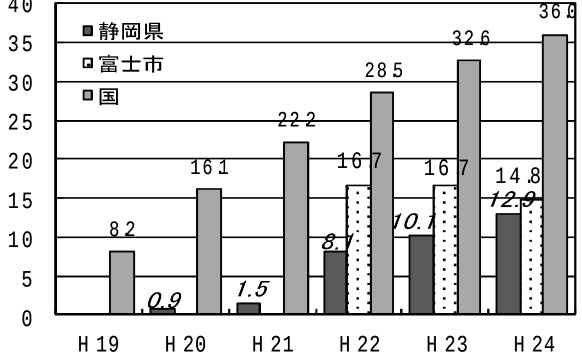

資料:学校給食実施状況調査

4）食料消費の動向

国民１人当たりの年間食料消費量の推移をみると、野菜類・米は減少する一方、肉類・油脂類は増加し、食の欧米化が依然として続いています。

また、国民１人１日当たりの供給熱量の構成をみても、米は減少の一途をたどっており、平成 23 年度においては 23.6%となっています。

【国民１人当たりの年間食料消費量】

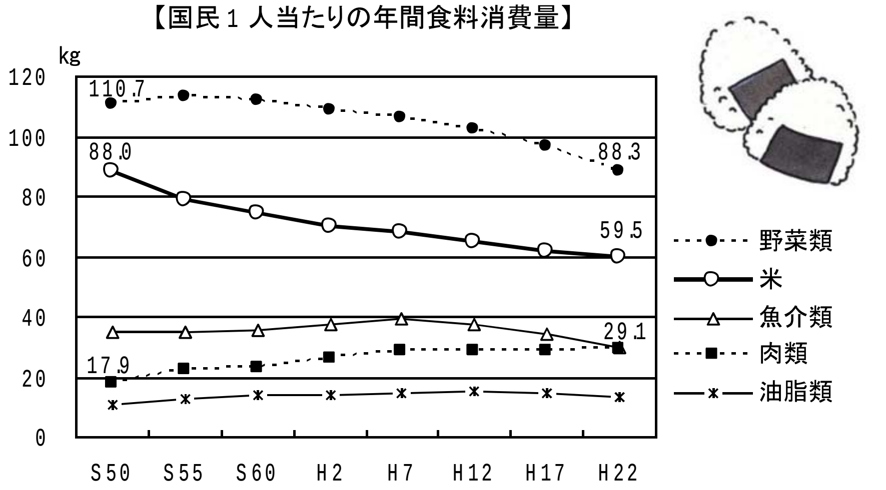

資料：農水省「食料需給表」

【国民1人1日当たりの供給熱量の構成の推移】

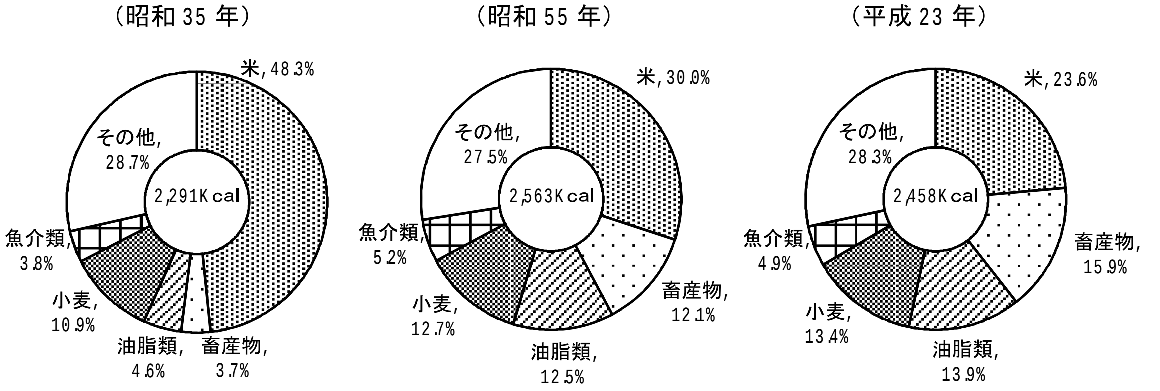

資料：農林水産省「食料需給表」

5）食料自給率

食料自給率をカロリーベース※5 でみると、全国は 39%、静岡県は 17%であるのに対し、本市は、基幹農作物がカロリーのないお茶であることから、7%と極めて低い状況にあります。

【平成 23 年度　食料自給率（カロリーベース）】

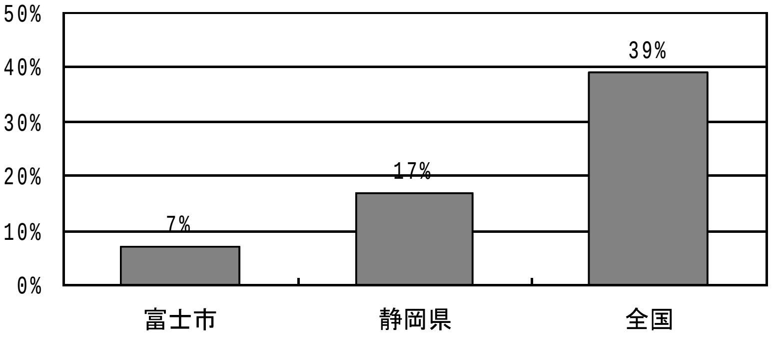

注：静岡県の値は、平成 22 年度の概算。
富士市の値は、平成 18 年度静岡県生産農業所得統計に基づき算出。

3 市民の食に関する意識（食育に関するアンケート調査結果より）

1）食育への関心・実践の状況

食育という言葉や意味を知っているのは男性より女性に多く、食育への関心も男性より女性の方が高くなっています。

また、食育を実践する割合も料理に取り組む割合も男性より女性の方が圧倒的に高くなっています。

【食育の認知度】

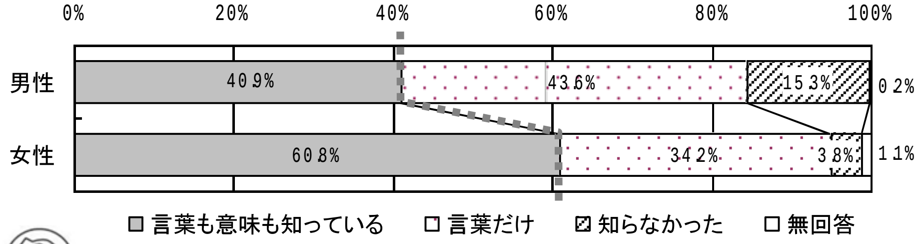

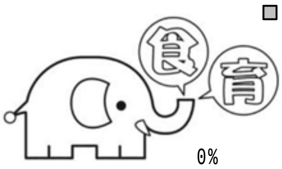

【食育の関心度】

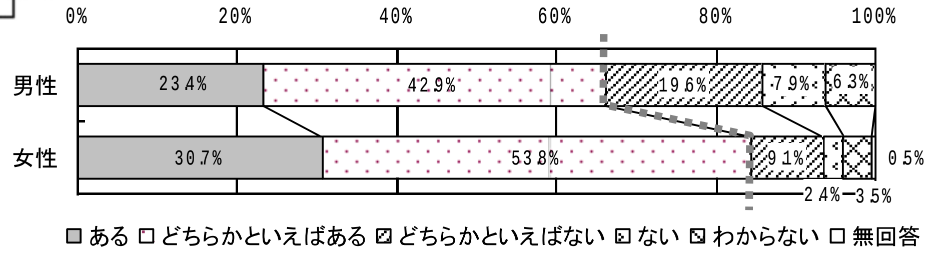

【食育の実践度】

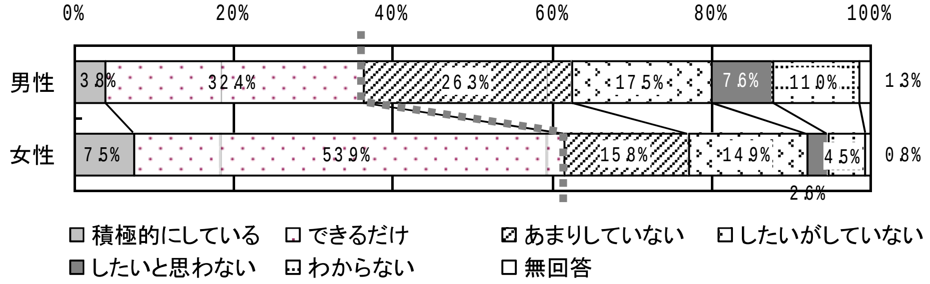

【料理の取組度】

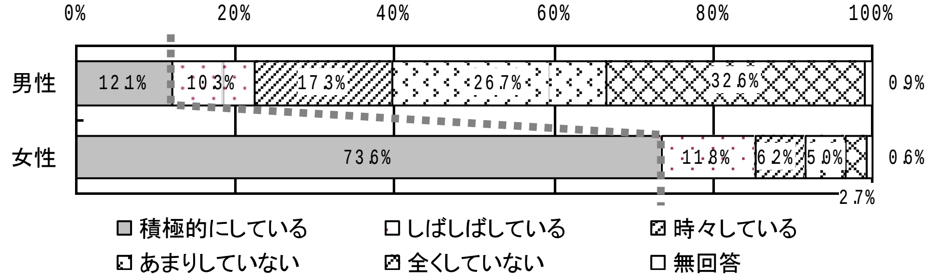

2）朝食の摂取状況

若い世代ほど、朝食を「ほぼ毎日食べる」割合は低くなっています。
また、国や県と比べて、男女とも欠食率※が高くなっています。

※ここでいう欠食率とは「ほとんど食べない」の割合

【朝食摂取頻度】

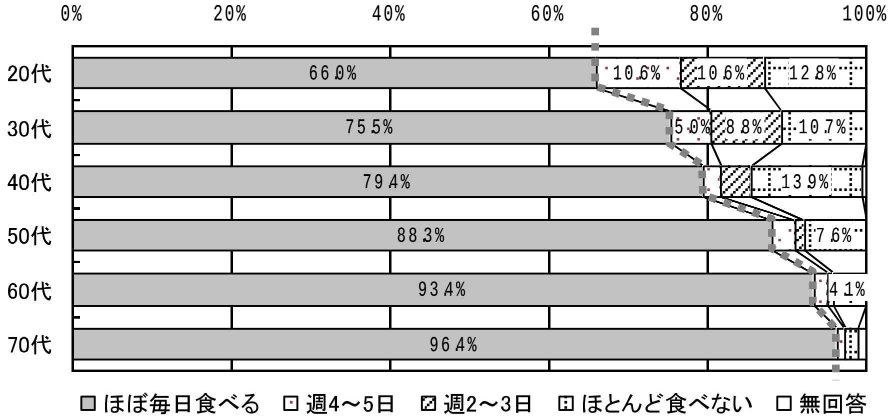

【男性の朝食欠食率】

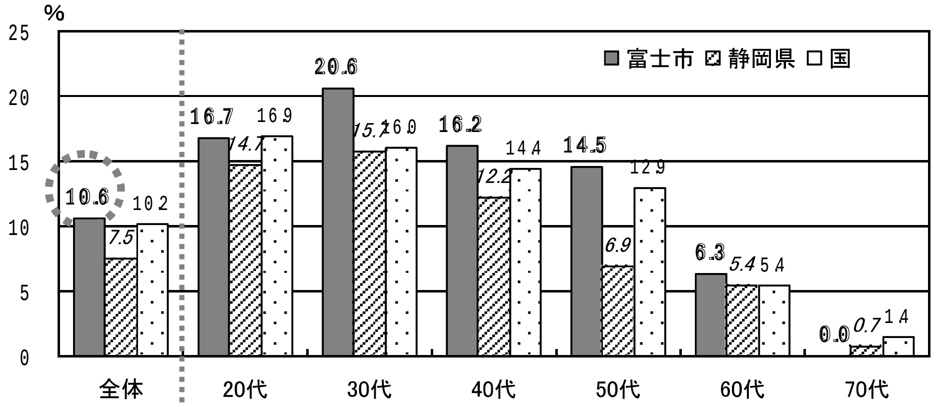

【女性の朝食欠食率】

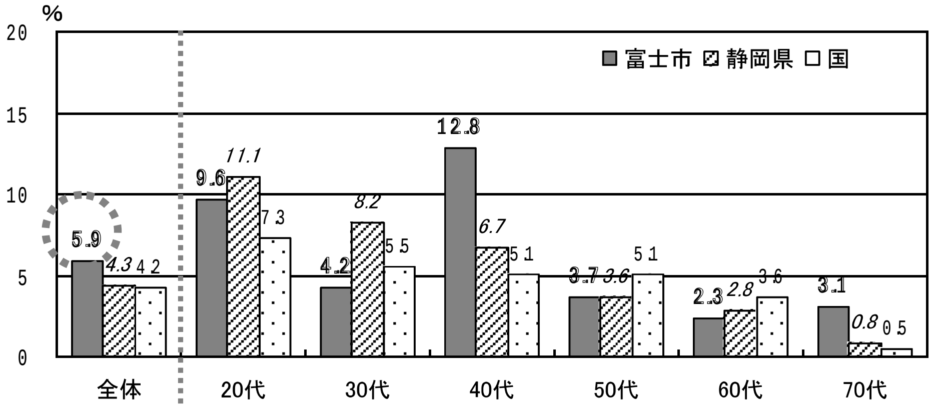

資料：H23 食育に関する意識調査（国）
H23 県民の健康に関する意識調査（県）

3）中食･外食の利用状況

中食※6の利用頻度は、若い世代ほど高く、週 1 日以上利用する割合は、20 代で 5 割以上、30 代・40 代で 4 割以上となっています。

また､外食の利用頻度も若い世代ほど高く､20 代では週 1 日以上利用する割合は、約 5 割となっています。

【中食の利用頻度】

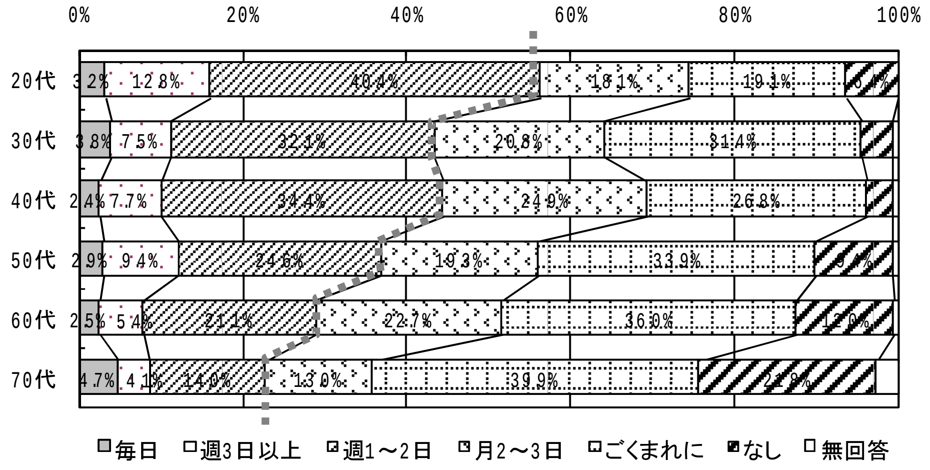

【外食の利用頻度】

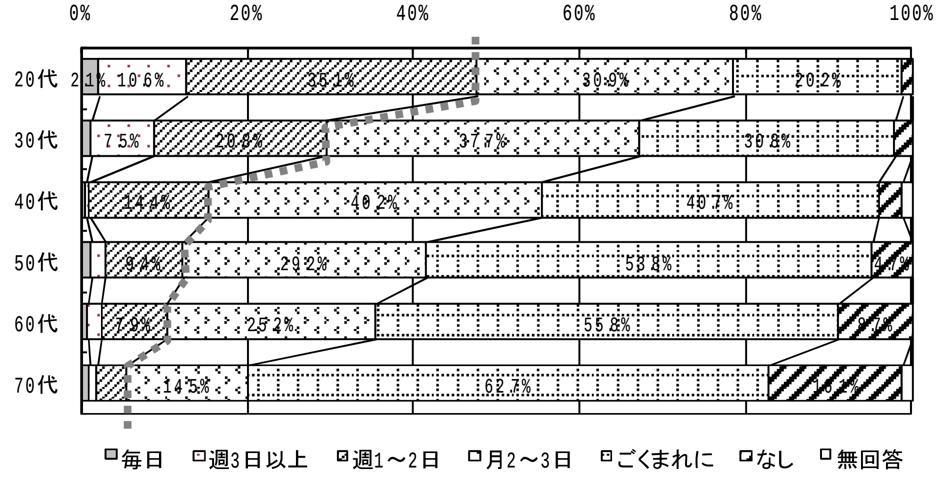

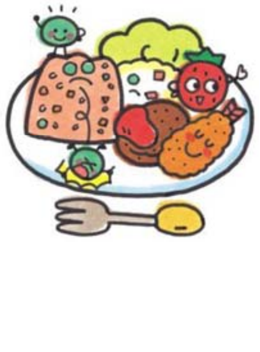

4）家族との共食の状況

若い世代ほど、朝食を家族と共に食べることが少ない傾向にあります。

家族と共に食事をするメリットとして、7割近くの人が「家族とのコミュニケーションを図ることができる」を挙げています。また、「楽しく食べることができる」も6割近くの人が挙げています。

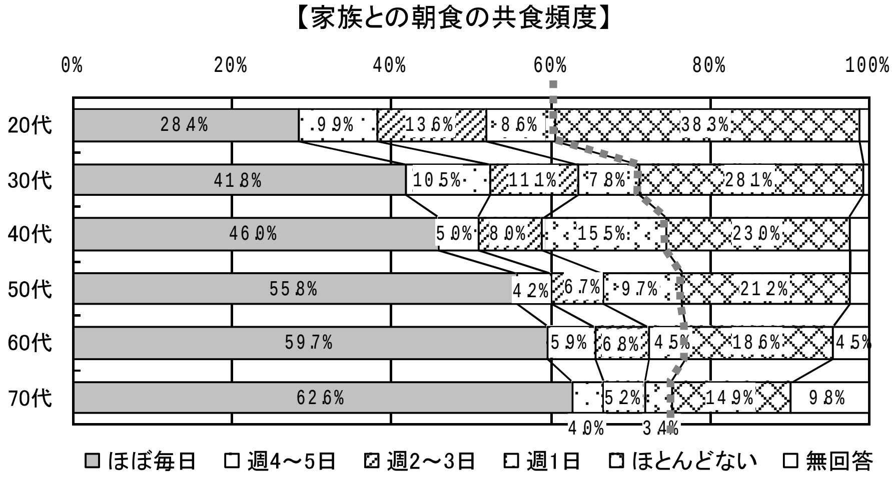

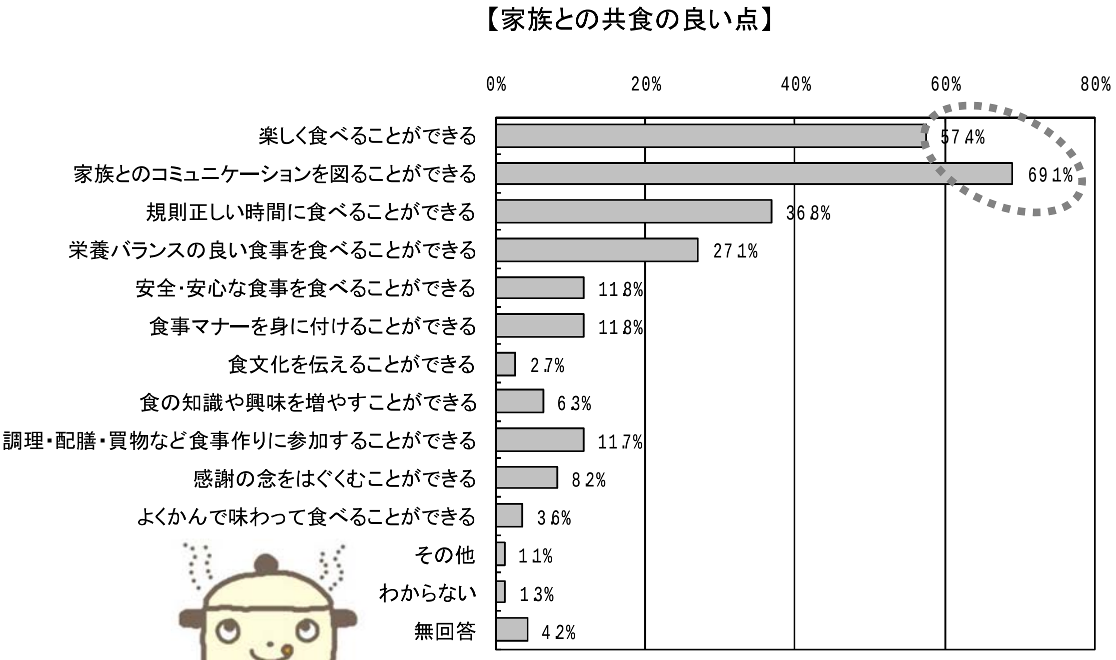

5）食の安全

食品の安全性に関して、十分な知識があると思っている人は、国と比べると少なく、1割未満にとどまっています。

食について不安に感じていることは、「食品の安全性」が最も高く6割を超えています。

その中で、特に「輸入食品の安全性」「食品中の農薬や抗生物質などの残留」への不安が大きくなっています。

【食品の安全性に関する基礎的な知識】

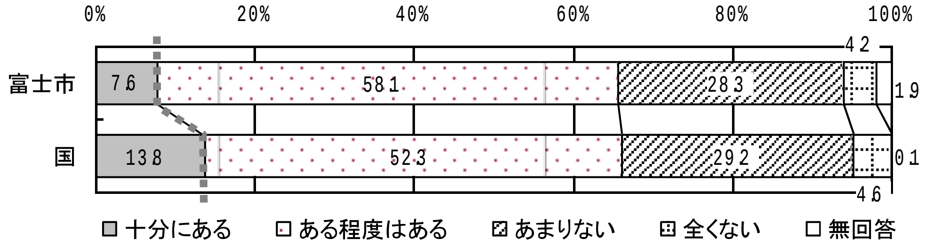

資料：H23 食育に関する意識調査（国）

【食について不安に感じていること】

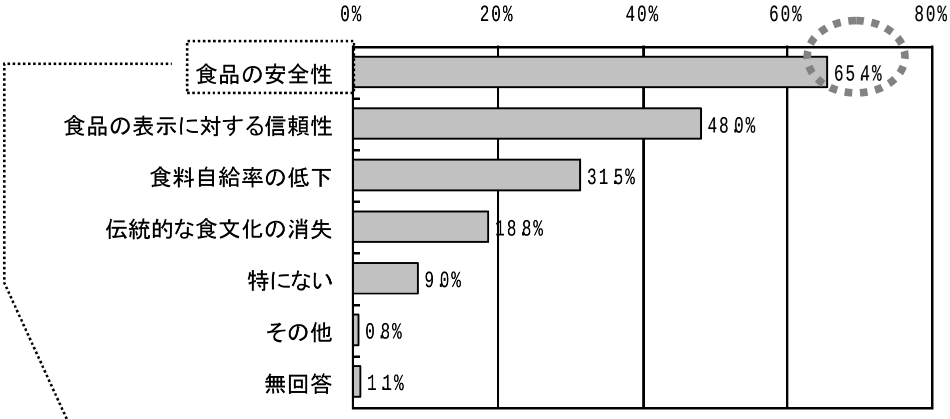

【食品の安全性について不安に感じていること】

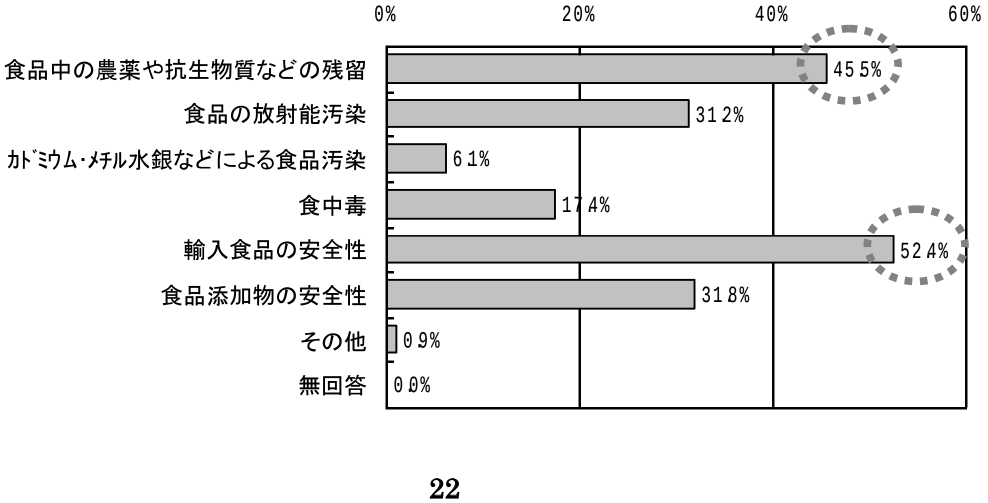

6）今後の食育に関する取組

今後、効果的に「食育」を推進していくためには、「家庭における取組」に力を入れていくべきだと考えている人が最も多く 4 割を超えています。次いで、約 3 割の人が「幼稚園・保育園・学校における取組」、約 2 割の人が「地域における取組」を挙げています。

また、重点的に取り組むべき食育の内容としては、「バランスのとれた食生活の実践」を挙げた人が 7 割を超えており、続いて「食べ残しや食品廃棄の削減」「食品の安全性に関する理解」「地産地消の推進」が 3割程度となっています。

【力を入れていくべき取組の場】

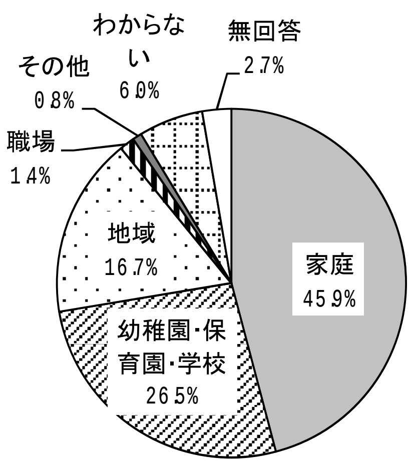

【重点的に取り組むべき食育の内容】

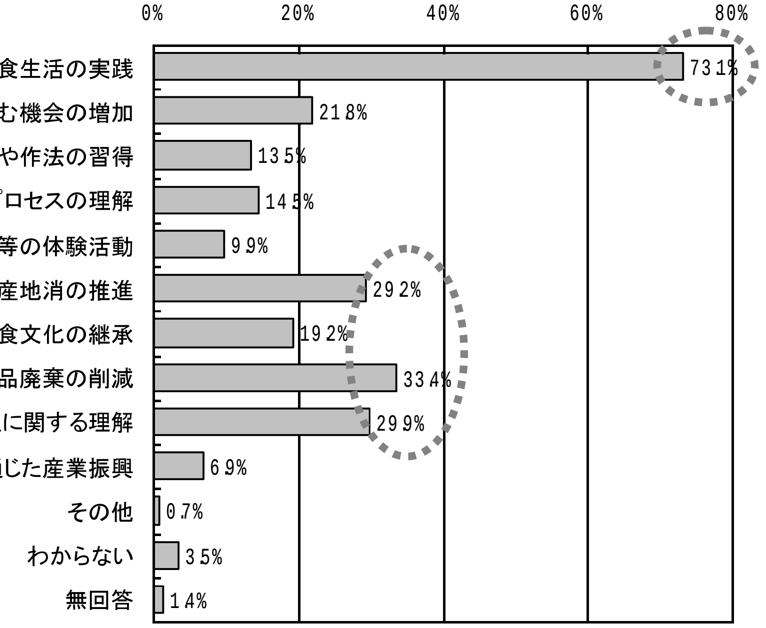

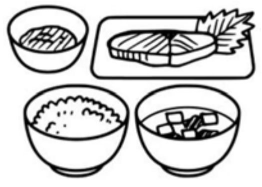

4 第1次計画の評価と課題

1）第1次計画の達成状況

第１次計画（平成 21 年～25 年）における成果指標 31 項目のうち、現時点（平成 24 年度調査）で目標値に達しているものが 12 項目（38.7%）、目標値には達していないが好転（改善）しているものが 13 項目（41.9%）となっています。

基準値よりも悪化しているものは、「日本独自の食生活の実践や栄養バランスに気をつけている市民の割合」、「食事バランスガイド※7 等を参考に食生活を送っている市民の割合」など、6 項目（19.4%）となっています。

基本方針	成果指標	対象	基準値（%）	目標値（%）	直近値（%）	達成状況	（備考）直近値調査資料
1 生活習慣病予防と日本型食生活の推進	日本独自の食生活の実践や栄養バランスに気をつけている市民の割合	20 歳以上	62.4	70	59.9	▲	平成 24 年度食育に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」）
	食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている市民の割合	20 歳以上	48.9	60	48.1	▲	アンケート調査
	肥満傾向児の割合	中学生	11.2	8	8.7	○	H24 学校保健ふじ
	LDL コレステロールが高い生徒の割合	中学１年生	11.8	8	5.3	◎	H24 学校保健ふじ
	肥満（BMI25 以上）の割合	30 歳以上男性	28.3	25	25.8	○	アンケート調査
		30 歳以上女性	13.4	11	13.6	▲	アンケート調査
	腹囲をｺﾝﾄﾛｰﾙするために食事や運動などの生活習慣に気をつけている市民の割合	20 歳以上	57.3	65	76.2	◎	アンケート調査
	むし歯罹患率	小学生	68.2	65	53.7	◎	H24 学校保健ふじ
		中学生	57.7	50	44.4	◎	
	定期的に歯科健診を行っている人の割合	壮年期	18.8	40	25.4	○	アンケート調査
		中年期	18.5	30	32.3	◎	
2 健全な食習慣の確立	朝食をとっている市民の割合	保育園児	88.9	100	95.2	○	H24 公立保育園朝食摂取状況調査
		幼稚園児	99.0	100	99.2	○	H24 静岡県朝食摂取状況調査
		小学生	97.6	100	98.5	○	
		中学生	94.9	100	96.1	○	
		高校生	94.8	100	94.6	▲	
		20 代男性	52.3	80	59.5	○	アンケート調査
		20 代女性	68.1	85	71.2	○	
	食を通じたコミュニケーションを充実させている市民の割合	20 歳以上	42.0	50	38.1	▲	アンケート調査
	食事に関する作法に気をつけている市民の割合	20 歳以上	45.2	50	54.3	◎	アンケート調査

注：達成状況欄、◎：目標値に達しているもの、○：目標値には達していないが基準値よりも好転しているもの、▲：基準値よりも悪化しているもの

基本方針	成 果 指 標	対 象	基準値（%）	目標値（%）	直近値（%）	達成状況	（備考）直近値調査資料
3 地産地消の推進と環境との調和、食文化の継承	地産地消を意識している市民の割合	20 歳以上	58.6	80	76.0	○	アンケート調査
	学校給食に県内産物を使用する割合（品数換算）	小中学校	28.6	35	46.7	◎	H24 静岡県地場農畜水産物の使用状況調査
	学校給食に県内産野菜を使用する割合（重量換算）	小中学校	28.5	35	39.0	◎	H24 保健医療課調べ（2 校調査）
	保育園給食に県内産野菜を使用する割合（重量換算）	保育園	25.6	30	17.0	▲	H24 保健医療課調べ
	行事食を取り入れている市民の割合	20 歳以上	—	60	67.4	◎	アンケート調査
	食べ残しや破棄を減らすために気をつけている市民の割合	20 歳以上	90.1	95	92.1	○	アンケート調査
4 体験活動の推進と知識の普及、人材の育成	農林漁業体験学習に取り組んでいる幼保・小中学校の割合	幼稚園・保育園・小中学校	80.0	90	94.3	◎	H24 農林漁業体験学習調査
	過去 3 年間に農業体験をしたことのある市民の割合	20 歳以上	43.3	50	55.9	◎	アンケート調査
	みずから調理に取り組んでいる市民の割合	20 歳以上	48.7	60	59.1	○	アンケート調査
	食育の指導計画を策定している幼保・小中学校の割合	幼稚園・保育園・小中学校	—	100	89.6	—	H24 保健医療課調べ
	食育に関心を持っている市民の割合	20 歳以上	68.9	90	76.9	○	アンケート調査
	食品の安全性に関する基礎的知識をもっている市民の割合	20 歳以上	—	60	65.6	◎	アンケート調査

注：達成状況欄、◎：目標値に達しているもの、○：目標値には達していないが基準値よりも好転しているもの、▲：基準値よりも悪化しているもの

2）本計画策定に向けての課題

望ましい食習慣　栄養バランスの良い食生活　生活習慣病の予防・改善　歯と口の健康増進

○本市の特徴として、子どもの肥満や大人の朝食欠食率、糖尿病の死亡率が国・県に比べて高くなっています。
○第１次計画における成果指標の達成状況を見ると、「日本独自の食生活の実践や栄養バランスに気をつけている市民の割合」「食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている市民の割合」の目標達成度が低くなっています。
○本市の食育に関するアンケート調査では、若い世代ほど、朝食の欠食率、中食・外食の利用頻度が高く、特に20･30代で朝食の欠食といった不規則な食生活が見られます。
○全国的な傾向として、脂肪や食塩の過剰摂取、野菜不足等の栄養の偏り、朝食の欠食、夜間の夕食摂取等食習慣の乱れに起因する生活習慣病有病者が増加しています。

正しい食習慣の定着や、栄養バランスの良い食生活の改善を促す取組を通じて、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や生活習慣病、小児生活習慣病を予防・改善することが必要です。
また、食生活を維持するために歯と口の健康増進に関する取組が必要です。

家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着　食事作法の習得　食文化伝承

○第１次計画における成果指標の達成状況を見ると、「食を通じたコミュニケーションを充実させている市民の割合」の目標達成度が低くなっています。
○本市の食育に関するアンケート調査では、4 割を超える人が、今後効果的に食育を推進していくためには、家庭における取組に最も力を入れていくべきだとしています。
また、女性と比較すると、男性の食育に関する意識や実践度が低くなっています。
○全国的な傾向として、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつあります。

家族や仲間と食卓を囲み、楽しく食べることは、精神的な豊かさをもたらし、食事マナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得や食文化の伝承につながります。そのため、男女共同参画の視点も踏まえ、家族や仲間と楽しく食べる習慣や食事作法の習得、食文化の伝承を図る必要があります。

環境に配慮した食生活　食の安全・安心の確保　地産地消　食育体験活動

○本市の特徴として、第一次産業の従事者割合が、国・県に比べて少なくなっています。
○本市の食育に関するアンケート調査では、食の安全性への不安が大きく、特に輸入食品の安全性や食品中の農薬・抗生物質などの残留への不安が大きくなっています。
○本市の食育に関するアンケート調査ではそれぞれ約３割の人が、「食べ残しや食品廃棄の削減」「地産地消の推進」に重点的に取り組むべきだとしています。

食をめぐる諸問題に対する認識を深め、食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動や調理等の体験活動の機会を提供することが重要です。そのため、環境に配慮した食生活や食の安全の確保、地産地消、食育体験活動を推進する必要があります。

3）ライフステージ別の課題

ライフステージ別に第１次計画の食生活指針、心身の特徴、食育上の課題を整理すると以下のとおりです。

第１次計画の区分	◇年代の特徴 ◎食生活指針	心身の特徴	食育上の課題
妊娠期	◇出産に向け、健全な子どもの基礎をつくるために重要な時期 ◎食に関する知識・技術を習得する	●代謝・消化器・泌尿器などの体の変化が起こる ●ホルモンの影響で気持ちが不安定になりやすい	●妊婦の低体重あるいは過体重がみられる ●家庭における授乳、離乳に関する知識や技術の不足がみられる
乳幼児期 （0～5歳）	◇食習慣の基本を身につける時期 ◎食事リズムを身につけて、食に関する基礎をつくる	●生涯のうちで最も成長が著しいが、摂食能力、消化機能が未熟であり、摂取量は少ない ●自立心が芽生え、想像力が活発になり、自発性がはぐくまれる ●乳歯が生え、味覚や咀嚼機能が発達する	●親の食習慣に左右されやすい ●おやつの与え方に問題がみられる
学齢期～思春期 （6～19歳）	◇食習慣の基礎が完成し、自己管理ができる時期 ◎正しい食行動を習得し、自分の食事を管理できるようになる	●消化・吸収能力、代謝が高まり、活発に運動することも増え、食欲旺盛になる ●全身の骨格の成長がみられ、歯も乳歯から永久歯に生え変わる ●身体的にも精神的にも急速に成長する ●体力・運動能力が生涯で最高となり、必要なエネルギー量が最も高くなる	●年齢とともに肥満傾向児は増え、中学生頃がピークとなっている ●痩身傾向児は女子に多く、小学校高学年から中学生にかけて増えている ●食物アレルギーを有する子どもが増えている ●中高生は、部活動や塾通い等で生活が不規則になりやすく、小学生に比べ朝食欠食や孤食が多くなる
青年期 （20～29歳）	◇健康的な食生活を実践し、体力の維持・増進に努める時期 ◎健康的な食生活の実践で、健やかな生活リズムを身につける	●身体発達がほぼ完了する ●多くの生活習慣が定着する ●進学、就職、結婚、出産など生活環境が大きく変化する ●自分自身の社会的な役割や責任を自覚する	●食に対する関心が低い ●他年代に比べ、朝食欠食の割合が高く、家族と一緒に食べることも少ない ●中食や外食の利用が多い ●地産地消に対する意識が低い
壮中年期 （30～69歳）	◇健康的な食生活を実践し、生活習慣病の予防に努める時期 ◎自分に合った食生活を実践するとともに、家庭や地域でも食育に取り組む	●職場では社会的役割の重要性が増し、結婚や子育てなど家庭においても活動的となる反面、過労やストレスが重なる ●健康への意識が低く、不規則な生活や運動不足に陥りやすい ●体の機能は一部に老化がみられるようになり、体力は個人差が目立ち始める ●歯の喪失原因といわれる歯周病にかかりやすくなる	●30代の中食・外食利用が多い ●30代以下と比べ、40代以上の肥満が多い ●40代以下では、食育の推進は、学校（幼保）における取組が大切と考えている人が多い ●40代は、忙しいことを理由に食育を実践していない人が多い ●50代以下の歯科検診の受診率が低い
高齢期 （70歳～）	◇食を楽しみながら、次世代に食の大切さを伝えていく時期 ◎健康状態に合わせた食生活の実践と、食文化などの知識を次の世代に伝える	●地域を基盤とした生活に変わる ●老化現象が顕著となり、様々な身体的変化が現れる ●健康状態の個人差が大きく、慢性疾患や身体的問題を抱える人が増える	●食事や食生活を特に意識しなくても問題ないと考えている人が多い ●70歳以上になると、料理をしない人が急激に多くなる ●食育の推進は、家庭における取組が大切と考えている人が多い

【富士市の地場産品マップ】

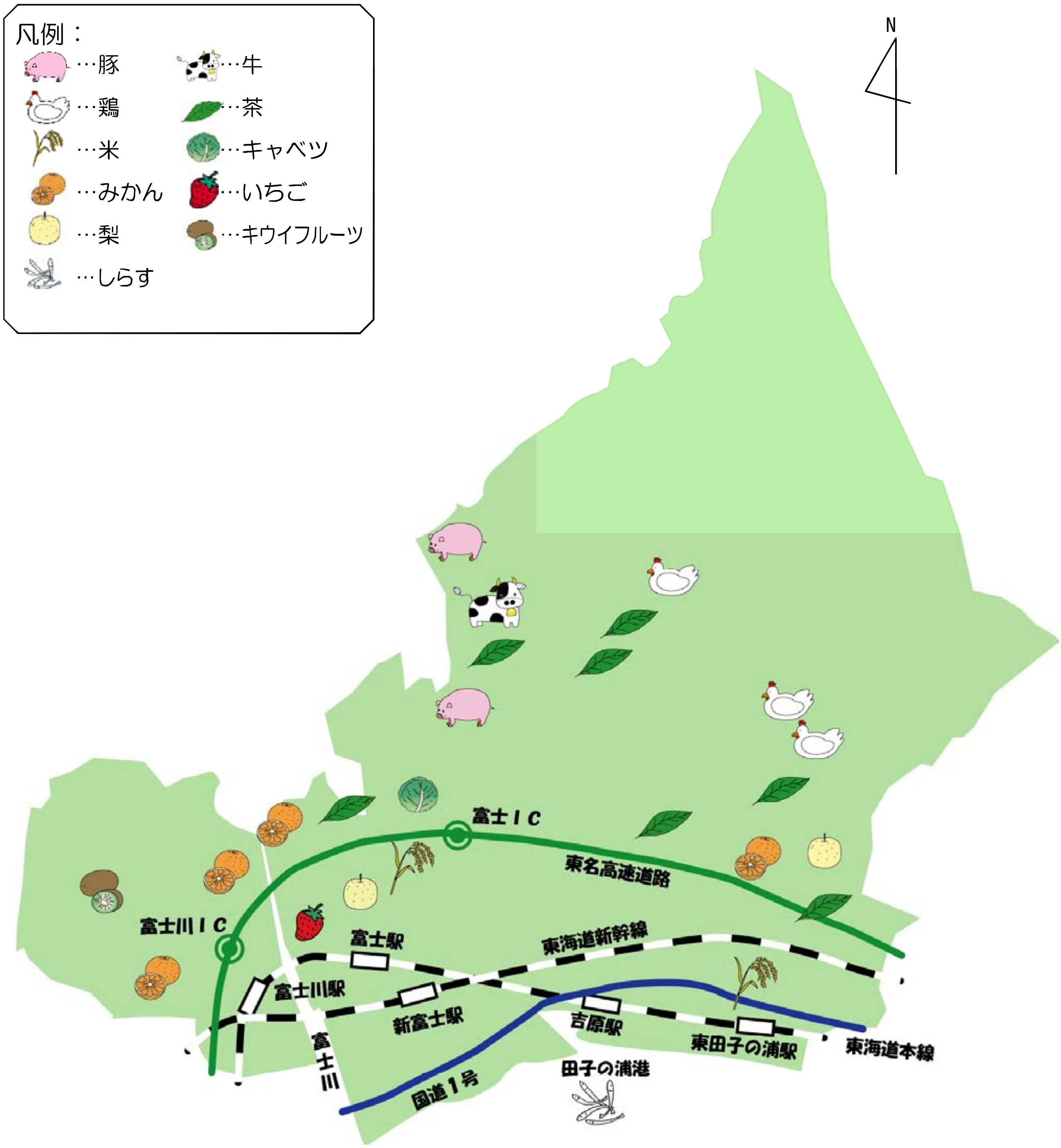

第2章　食育推進の基本的な考え方

1 計画の体系

計画名	基本理念	基本方針	基本施策

計画名：第2次富士山おむすび計画 ～富士市食育推進計画～

基本理念：食で育む健全な心とからだ

食を通して、心身の健康と豊かな人間性を育む

基本方針

1 食を通して 心身の健康を育む
- 正しい食習慣の定着
- 栄養バランスの良い食生活の推進
- 食を通しての生活習慣病の予防・改善
- 食生活を維持するための歯と口の健康増進

2 食を通して 豊かな人間性を育む
- 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着
- 食事作法の習得の推進
- 食文化の伝承

3 食への理解を深める
- 環境への配慮
- 食の安全・安心確保
- 地産地消の推進
- 食育体験活動の推進

施策展開の視点	視点ごとの具体的な取組内容
家庭を対象とした食育の推進	① 食育に関連する講座・教室・講演会等の開催 ② 各種の相談・健診時等における妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 ③ 食に関する体験活動の開催 ④ イベント等における食育の普及・啓発 ⑤ 食育及び食品の安全性等の情報提供 ⑥ 家庭での生ごみ対策の推進
保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進	① 子どもの食生活等に関する実態把握 ② 園・学校での食育に関連する講座等の開催 ③ 給食等を通じた食習慣等の定着 ④ 給食への地場産物※8 や郷土料理等の導入拡大 ⑤ 保護者・地域への食育に関する情報提供 ⑥ 園・学校での食育体験活動の実施 ⑦ 教育課程の中での食育の推進 ⑧ 食育に関わる職員を対象とした研修の開催 ⑨ 食物アレルギーへの対応と指導・相談の実施 ⑩ 学校での生ごみ対策の推進 ⑪ 食育モデル校の指定による食育の推進
地域等との連携による食育の推進	① 地域等における食育活動への支援 ② 地場産物の消費拡大 ③ 地域等との協働による食育体験講座・活動の推進 ④ 地域での食育を担う人材の育成 ⑤ 高齢者・障害者等を対象とした食に関する支援
健康づくりのための食育の推進	① 健康診断等における生活習慣病の予防及び改善のための食生活指導等の充実 ② イベント等における生活習慣病の予防のための食生活の普及啓発 ③ 歯と口の健康増進のための指導・相談等の充実

基本施策に基づき、４つの施策展開の視点から、総合的に各種の具体的な取組を推進

2 基本理念

1） 食育推進に当たっての基本理念

すべての市民が生涯にわたって、食に関する理解や関心を深め、心身の健康と豊かな人間性を育むことを目指し、食育を推進するに当たっての基本理念を「食で育む健全な心とからだ」と定め、その基本理念を達成するため、各種の取組を推進していきます。

～食を通して、心身の健康と豊かな人間性を育む～

**食で育む健全な
心とからだ**

2） 計画の名称の考え方（第2次富士山おむすび計画）

第１次食育推進計画策定において、国の食育推進基本計画の中で、「米を主食とした日本型食生活の推進」がうたわれていることから、お米を使った日本古来の伝統的な食べ物である「おむすび」と、本市のシンボル的存在である「富士山」の形に三角形という共通点があることを踏まえ、計画名称を「富士山」と「おむすび」を合わせた「富士山おむすび計画」としました。

また、おむすびの「むすぶ」という表現は、食育推進のためのネットワークを地域でむすんでいくという方向性も表しています。

本計画においても､市民が食育推進計画に親しみをもって前向きに取り組んでほしいという思いから、第１次計画の名称を引き継ぎ、正式名称を「第２次富士山おむすび計画」としました。

3 基本方針

食育を推進するに当たっての基本方針を以下のように定めます。

基本方針１

食を通して　心身の健康を育む

毎日の食生活が心身の健康に大きく関係しているため、食と健康に関する正しい知識の普及や健全な食生活の実践を推進することが必要です。

本市では、すべての市民が、健康や食への関心を持ち、正しい食に関する知識や規則正しい食生活リズムを身につけることができるよう、各種の取組を推進していきます。また、栄養バランスのとれた食事への改善を推進するとともに、食生活を通じての生活習慣病の予防・改善や歯と口の健康の維持・増進を図り、心身の健康を育んでいきます。

基本方針２

食を通して　豊かな人間性を育む

子どもの頃に身につけた食習慣は、その人の一生の食生活の基礎となり、健やかな身体の発達のみならず、豊かな人間性を育むためにも欠かせないものです。

本市では、すべての市民が、家族や仲間で食卓を囲む楽しさと食事の大切さを認識し、子どものころから生涯を通して望ましい食習慣や食事作法を身につけることができるよう、各種の取組を推進していきます。また、地域固有の食習慣や食文化の伝承を図り、豊かな人間性を育んでいきます。

基本方針３

食への理解を深める

食べ物があふれる現代の日本において、私たちは食べ物が簡単に手に入ることを当然に考え、食に対するありがたさについて忘れがちです。

本市では、すべての市民が、環境に配慮し、自然の恵みに感謝する心や食材を大切にする心を持ち、食品の安全性等に関する情報を正しく選択・判断する力を習得することができるよう、各種の取組を推進していきます。また、身近な地域で生産・収穫された農林水産物を地域で消費する地産地消や農林漁業体験などを通し、食への理解を深めていきます。

4 基本施策

基本方針のもと、食育を推進していくうえでの基本となる施策の考え方を「基本施策」として示し、これを基本として、第３章において、「家庭」「保育園・幼稚園・認定こども園・学校」「地域等」「健康づくり」の各視点から、具体的に推進する施策と取組を示します。

1） 食を通して心身の健康を育むために

（1）正しい食習慣の定着

食べることは毎日の活動の原点となるため、朝ごはんを食べる、規則正しい時間に食べる、ゆっくりよくかんで食べるなどの正しい食習慣の定着を図ります。

（2）栄養バランスの良い食生活の推進

毎日を健康に過ごすためには、栄養バランスの良い食事や適正量の食事を心がけることが必要です。栄養バランスの良い食事スタイルの一つであり、食料自給率の向上、地域の食文化の伝承にもつながる米を中心とした日本型食生活※9を推進するとともに、食事バランスガイド等の活用を促し、栄養バランスの良い食生活を推進します。

（3）食を通しての生活習慣病の予防・改善

食べ過ぎや欠食などの乱れた食生活は、内臓脂肪をためる原因になるため、食生活の改善を促す取組を通して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や生活習慣病、小児生活習慣病の予防・改善を図ります。

（4）食生活を維持するための歯と口の健康増進

充実した食生活を維持するためには、口腔の健康が基盤となるため、歯と口の健康増進に関する取組を推進します。

2） 食を通して豊かな人間性を育むために

（1）家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着

家族や仲間と食卓を囲み、楽しく食べることは、対人関係・コミュニケーション能力を養い、食文化の伝承にもつながるため、家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着を図ります。

（2）食事作法の習得の推進

「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをするなどの食事作法は、みんなで楽しく食事をするうえでの基礎であり、食に対する感謝の心を育むことになるため、正しい食事作法の習得を推進します。

（3）食文化の伝承

食に関する様々な知識や技術・知恵を受け継いでいくことは、次世代にとって、意義のあることであるため、各地に伝わる行事食※10 や郷土料理、伝統料理などの食文化の伝承を図ります。

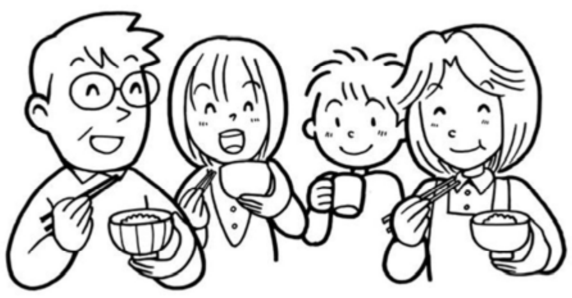

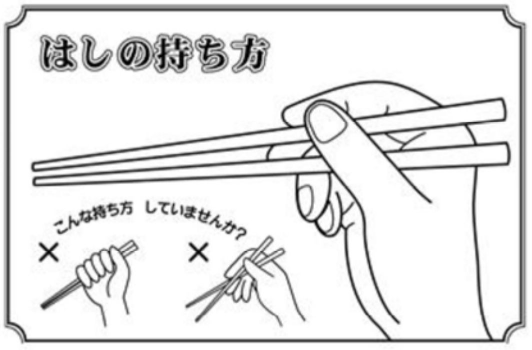

3） 食への理解を深めるために

（1）環境への配慮

環境に優しい食生活を推進するため、買いすぎない・作りすぎない・食べ残しが出ない食生活の普及や食品廃棄物の有効活用、調理時における無駄なエネルギーの消費削減など、環境に配慮した取組を推進します。

（2）食の安全･安心確保

食の安全・安心は、食生活を支える最も重要な要素の一つであるため、国や県との連携を図りながら、食の安全・安心に関する情報提供や安全・安心な農産物の生産育成を促進し、食の安全・安心を確保します。

（3）地産地消の推進

地域で生産されたものを、その地域で消費することは、生産者と消費者の信頼関係を構築し、食に関する安全･安心の確保や地場産業の活性化に結びつくため、地場産物の学校給食や観光面での活用、家庭での積極的な利用などを促進し、地産地消を推進します。

（4）食育体験活動の推進

作物を育てる、料理をつくる、食べるなどの食や農の体験は、食に関する知識や感謝の心を醸成し、食を選択する力を養うことになるため、野菜づくりなどの「農業体験」や食にふれる体験、食を通じた交流などの食育体験活動を推進します。

5 成果指標・目標値

施策の推進に当たり、成果や達成状況を客観的な指標により把握できるよう、平成30年度までに達成すべき目標値を設定します。

基本方針	基本施策	成果指標	対象	基準値（%）	目標値（%）	基準値調査資料
共通		食育に関心を持っている人の割合	20歳以上	76.9	90	平成24年度食育に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」）
1 食を通して心身の健康を育む	正しい食習慣の定着	朝食をとっている市民の割合	保育園児	95.2	100	H24公立保育園朝食摂取状況調査
			幼稚園児	99.2	100	H24静岡県朝食摂取状況調査
			小学生	98.5	100	
			中学生	96.1	100	
			高校生	94.6	100	
			20代男性	59.5	80	アンケート調査
			20代女性	71.2	85	
	栄養バランスの良い食生活の推進	日本独自の食生活の実践や栄養バランスに気をつけている市民の割合	20歳以上	59.9	70	アンケート調査
	食を通しての生活習慣病の予防・改善	肥満傾向児の割合	中学生	8.7	7	H24学校保健ふじ
		LDLコレステロールが高い生徒の割合	中学1年生	5.3	5	H24学校保健ふじ
		肥満（BMI25以上）の割合	40歳以上男性	29.0	25	H23特定健康診査
			40歳以上女性	18.2	15	
	食生活を維持するための歯と口の健康増進	むし歯罹患率	小学生	53.7	50	H24学校保健ふじ
			中学生	44.4	40	
		定期的に歯科検診を行っている人の割合	壮中年期	29.6	35	アンケート調査
2 食を通して豊かな人間性を育む	家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着	食を通じてコミュニケーションを充実させている市民の割合	20歳以上	38.1	50	アンケート調査
	食事作法の習得の推進	食事に関する作法に気をつけている市民の割合	20歳以上	54.3	65	アンケート調査
	食文化の伝承	行事食を取り入れている市民の割合	20歳以上	67.4	75	アンケート調査

注：基準値は、第1次計画 成果指標の直近値（24・25ページ）の値です。

基本方針	基本施策	成　果　指　標	対　象	基準値（%）	目標値（%）	基準値調査資料
３ 食への理解を深める	環境への配慮	食べ残しや破棄を減らすために気をつけている市民の割合	20 歳以上	92.1	95	アンケート調査
	食の安全・安心確保	食品の安全性に関する基礎的知識を持っている市民の割合	20 歳以上	65.6	80	アンケート調査
	地産地消の推進	地産地消を意識している市民の割合	20 歳以上	76.0	85	アンケート調査
		学校給食に県内産物を使用する割合（品数換算）	小中学校	46.7	50	H24 地場農畜水産物の使用状況調査
		学校給食に県内産野菜を使用する割合（重量換算）	小中学校	39.0	50	H24 保健医療課調べ（2 校調査）
		保育園給食に県内産野菜を使用する割合（重量換算）	保育園	17.0	30	H24 保健医療課調べ
	食育体験活動の推進	過去 3 年間に農業体験をしたことのある市民の割合	20 歳以上	55.9	70	アンケート調査
		みずから調理に取り組んでいる市民の割合	20 歳以上	59.1	70	アンケート調査
		農林漁業体験学習に取り組んでいる幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校の割合	幼稚園・保育園・認定こども園 小中学校	94.3	100	H24 農林漁業体験学習調査

注：基準値は、第１次計画 成果指標の直近値（24･25 ページ）の値です。

第3章　具体的な施策

1 施策展開の視点

今後５年間において本市の食育を推進するための具体的な施策を示します。

具体的な施策は、市民等への普及・啓発活動や市民の体験・参加型の取組が中心となり、関係機関との連携のもと、様々な場や機会を通じて、総合的に推進していくことが必要になります。また、生涯を通じた積み重ねが重要であり、とりわけ食育の基礎を築く乳幼児期から学童期・思春期における取組が肝心です。

そのようなことから、各基本施策を踏まえながら、「家庭を対象とした食育」、「保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育」、「地域等との連携による食育」、「健康づくりのための食育」という４つの視点から具体的な取組内容を示します。

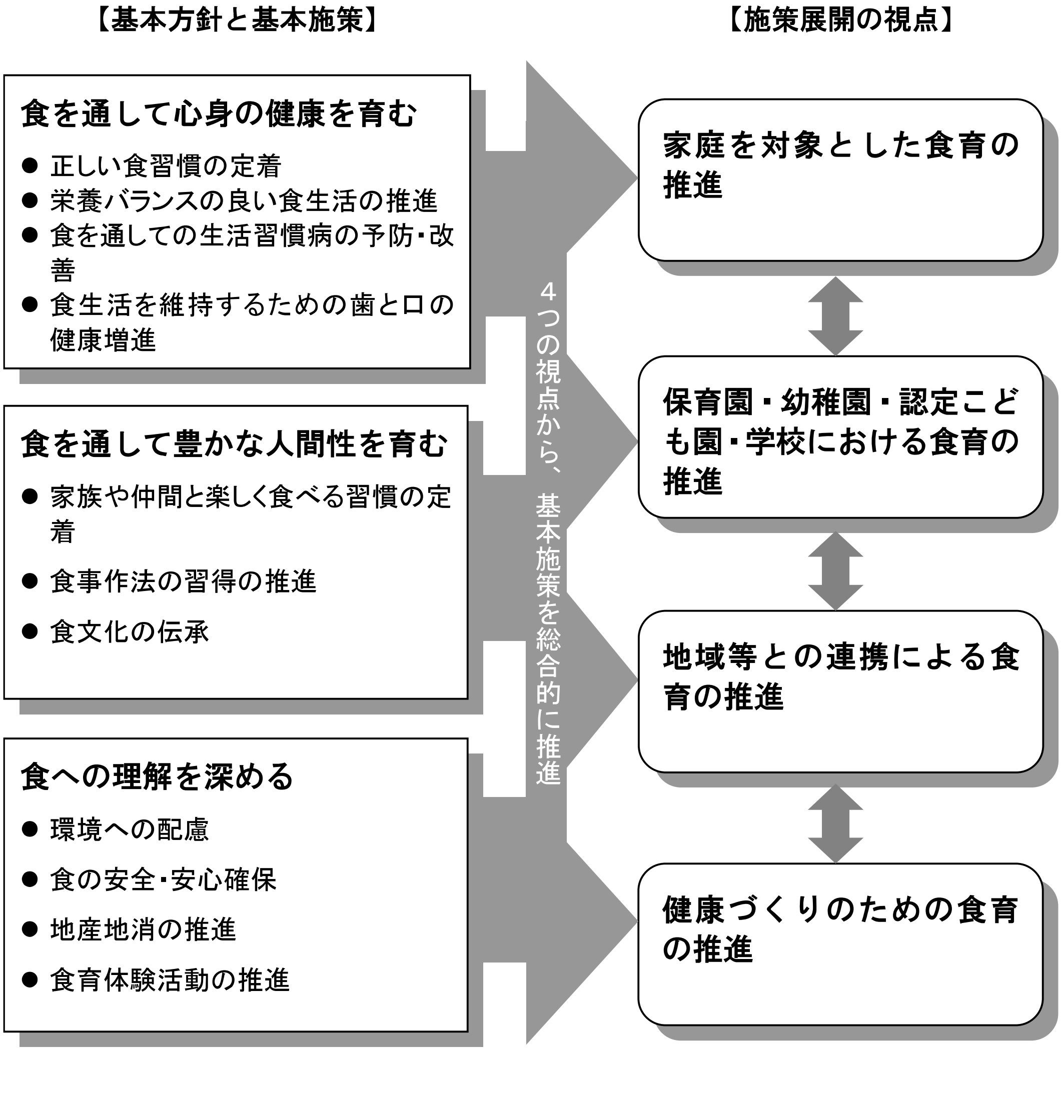

2 視点ごとの具体的な取組内容

1）家庭を対象とした食育の推進

（1）取組の方向性

家庭は、食育推進の基本的かつ身近な場であり、また、乳幼児期から学齢期においては健全な心身を育むうえで最も重要な時期です。

乳幼児期から、豊かな食の体験を重ね、早寝・早起き・朝ごはんなどの生活リズムを定着させていくことで、健康的で健全な食生活を育みます。また、家庭で楽しく食卓を囲むことが、コミュニケーションを深め、基本的な食習慣や食事マナー、生活リズムを身につけることになります。

さらに、買い物や食事の準備等の手伝いをすることで、食品の選び方や調理法等を学ぶきっかけになり、子どもたちに食文化を伝えることにもなります。

一方、情報化が進んでいる現代においては、マスコミ等による食に関する情報が氾濫しており、消費者がその中で正しい情報を適切に選択することが難しくなってきています。

そのため、男女共同参画の視点も踏まえ、家庭における自発的な食育を促し、家庭の食育機能を様々な側面から支援するための取組を行っていきます。

（2）具体的な取組内容

① 食育に関連する講座・教室・講演会等の開催

食生活・食習慣・食文化の伝承等をテーマとした講座・講演会を開催します。また、各種の関連講座等において、食育に関する内容を盛り込んで実施します。

② 各種の相談・健診時等における妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦・母子相談や乳幼児健康診査等の際に、望ましい食習慣等についての指導を行います。

③ 食に関する体験活動の開催

料理をつくる楽しさの周知、調理技術の向上、栄養改善、感謝の気持ちの醸成、食への理解等を目的として、調理体験、料理教室を開催します。

④ イベント等における食育の普及・啓発

食育に関連するイベントやコンテスト等を通じて、食事バランス、望ましい食習慣、適切な栄養、地産地消の推進等についての普及・啓発を図ります。

⑤ 食育及び食品の安全性等の情報提供

広報ふじや市ウェブサイトなど多様な情報媒体を通じ、食育及び食品の安全性に関する情報提供を行い、知識の普及を図ります。

⑥ 家庭での生ごみ対策の推進

家庭での生ごみの削減と生ごみの有効活用を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助や、家庭でできる生ごみ処理方法に関する出前講座を行います。

（3）取り組む事業等

具体的な取組内容	関連する主な基本施策	事業名	実施部門
①食育に関連する講座・教室・講演会等の開催	● 正しい食習慣の定着 ● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着 ● 食事作法の習得の推進 ● 食文化の伝承	・地区まちづくりセンター講座△	まちづくり課
		・富士発･女（ひと）と男（ひと）のフォーラム開催	多文化・男女共同参画課
		・年齢別子育て講座	子育て支援課
		・食育講演会○	保健医療課
		・健康ふじ 21 地区講演会○	健康対策課
		・市政いきいき講座○	社会教育課
②各種の相談・健診時等における妊産婦や乳幼児に関する栄養指導	● 正しい食習慣の定着 ● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 食を通しての生活習慣病の予防・改善	・お母さんお父さん教室 ・離乳食講習会 ・乳幼児健診･講座 ・市民栄養相談･市民健康相談	健康対策課
③食に関する体験活動の開催	● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 食文化の伝承 ● 環境への配慮 ● 地産地消の推進 ● 食育体験活動の推進	・まちづくりセンター料理講座（地区まちづくりセンター）	まちづくり課
		・男女共同参画地区推進員事業 ・富士発･女（ひと）と男（ひと）のフォーラム開催	多文化・男女共同参画課
④イベント等における食育の普及・啓発	● 正しい食習慣の定着 ● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 食事作法の習得の推進 ● 食文化の伝承	・食育普及啓発事業△	保健医療課
⑤食育及び食品の安全性等の情報提供	● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 食の安全・安心確保	・消費生活モニター事業 ・JAS 法に基づく食品表示に関する調査○ ・消費生活相談○	市民安全課
		・広報ふじ･食育ウェブページ等による情報提供	保健医療課
⑥家庭での生ごみ対策の推進	● 環境への配慮	・ごみの出前講座 ・生ごみ処理推進事業	廃棄物対策課

注：事業名欄、○：新規事業　△：一部変更した事業（第１次計画との比較による）

2）保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育の推進

（1）取組の方向性

保育園・幼稚園・認定こども園・学校における食育は、子どもたちの心身の成長に大きな影響を及ぼし、重要な役割を担います。

給食やお弁当などの食事は、食事マナーや望ましい食習慣を仲間と楽しく身につけることができるなど、生きた教材となります。また、給食に地場産物を用いることは、地域の特性を理解したり、生産者を身近に感じて感謝の心を育んだり、食文化に対する理解を深めたりすることにつながります。

さらに、幼児期から野菜の栽培や調理などの食育体験活動を経験することが、子どもたちに食や自然に対する興味をもたせることになります。

そのため、関係機関や地域、医師・管理栄養士・保健師等との連携のもと、給食を始めとするあらゆる機会を利用して、各種の取組を行っていきます。

（2）具体的な取組内容

① 子どもの食生活等に関する実態把握

朝食調査や食に関する調査を実施し、子どもの食生活等に関する実態を把握します。

② 園・学校での食育に関連する講座等の開催

子どもを対象として、食生活・食習慣・食文化の伝承等の食育をテーマとした講座やエプロンシアター、紙芝居等を開催します。また、保護者を対象とした、食育講座等を開催します。

③ 給食等を通じた食習慣等の定着

給食や昼食の時間を通して、食事のマナーや食事バランス、望ましい食習慣、仲間と一緒に楽しく食べる習慣の定着を図ります。

④ 給食への地場産物や郷土料理等の導入拡大

生産者、流通業者、給食関係者、学校、行政が連携し、給食への地場産物や季節感のある郷土料理・行事食の導入拡大を図ります。

⑤ 保護者・地域への食育に関する情報提供

給食試食会や園だより・給食だよりの発行などを通じて、地場産物や献立の紹介、食に関する情報提供を行い、保護者や地域に対し、給食への理解の促進と食に関する知識の普及を図ります。また、学校給食の取組などについて広く市民に紹介し、食に対する関心を高めるため、全国学校給食週間に学校給食展を開催します。

⑥ 園・学校での食育体験活動の実施

食を支える第一次産業への理解を深めながら食への感謝の気持ちを育むため、野菜の栽培やクッキング等の食育体験活動を推進します。また、「おむすび給食」を実施し、日本型食生活を推進します。

⑦ 教育課程の中での食育の推進

保育計画、幼稚園指導計画の中に食育に関する内容を盛り込み、計画的に食育を推進します。また、学校においては、食に関する年間指導計画を作成し、教諭、栄養士などによる食育推進チームが中心となって、各教科や総合学習、給食を通じて食育を計画的に推進します。

⑧ **食育に関わる職員を対象とした研修の開催**

保育士、幼稚園教諭、学校教員の食育に関する知識の向上を図るための研修や、管理栄養士、栄養士、調理師など食に関わる専門的知識を有する人材の資質向上のための研修を開催します。

⑨ **食物アレルギーへの対応と指導･相談の実施**

保育園・学校・病院給食において除去食・代替食を提供するとともに、家庭、保育園、学校、医療機関、行政が連携し、指導・相談を実施します。

⑩ **学校での生ごみ対策の推進**

学校において、生ごみを削減し、食品廃棄物を有効活用するため、給食残量調査を実施し、食べ残しを削減するとともに、生ごみの堆肥化による生ごみリサイクルを推進します。

⑪ **食育モデル校の指定による食育の推進**

食育モデル校を指定して、食育を計画的・重点的に推進し、その効果を他校にも波及させていきます。

（3）取り組む事業等

具体的な取組内容	関連する主な基本施策	事業名	実施部門
①子どもの食生活等に関する実態把握	● 正しい食習慣の定着 ● 食を通しての生活習慣病の予防・改善	・朝食調査△	こども保育課
		・朝食調査 ・給食残量調査	学校教育課
②園・学校での食育に関連する講座等の開催	● 正しい食習慣の定着 ● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着 ● 食事作法の習得の推進 ● 食文化の伝承 ● 地産地消の推進	・保護者対象の食生活講座	こども保育課
		・給食試食会等における食育講座	学校教育課
③給食等を通じた食習慣等の定着 		・保育園給食 ・園児への食育指導	こども保育課
		・学校給食 ・給食を通じた食育指導△	学校教育課
④給食への地場産物や郷土料理等の導入拡大	● 食文化の伝承 ● 地産地消の推進	・保育園給食（郷土食・行事食）	こども保育課
		・学校給食（郷土食・行事食） ・学校給食への地場産物導入	学校教育課
⑤保護者・地域への食育に関する情報提供	● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着 ● 食事作法の習得の推進 ● 食文化の伝承 ● 地産地消の推進	・たよりでの情報提供	こども保育課
		・たより等での情報提供	こども療育センター
		・給食試食会 ・たより献立表での情報提供 ・学校給食展 ・親子料理教室○ 	学校教育課

具体的な取組内容	関連する主な基本施策	事業名	実施部門
⑥園・学校での食育体験活動の実施	● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 食文化の伝承 ● 地産地消の推進 ● 食育体験活動の推進	・クッキング保育 ・野菜栽培と収穫の体験活動	こども保育課
		・クッキング保育	こども療育センター
		・自立支援クッキング講座	福祉キャンパスふじやま学園
		・野菜の栽培と収穫の体験活動 ・夏休み給食体験教室 ・おむすび給食	学校教育課
		・小学校におけるお茶の手もみ体験教室	農政課
⑦教育課程の中での食育の推進	● 正しい食習慣の定着 ● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着 ● 食事作法の習得の推進 ● 食文化の伝承 ● 地産地消の推進 ● 食育体験活動の推進	・年齢別食育計画	こども保育課
		・教科の中での食育指導 ・食に関する指導年間計画	学校教育課
		・教科の中での食育指導	富士市立高校
⑧食育に関わる職員を対象とした研修の開催		・職員への研修	こども保育課
		・職員への研修	学校教育課
⑨食物アレルギーへの対応と指導・相談の実施	● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 食の安全・安心確保	・保育園給食の食物アレルギー対応〇	こども保育課
		・市民栄養相談・市民健康相談	健康対策課
		・学校給食の除去食対応〇	学校教育課
		・病院給食における食物アレルギー対応〇	中央病院
⑩学校での生ごみ対策の推進	● 環境への配慮	・学校給食生ごみリサイクル計画	教育総務課
⑪食育モデル校の指定による食育の推進	● 正しい食習慣の定着 ● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 食事作法の習得の推進 ● 食文化の伝承 ● 地産地消の推進 ● 食育体験活動の推進	・食育モデル校事業〇	保健医療課

注：事業名欄、〇：新規事業　△：一部変更した事業（第１次計画との比較による）

3）地域等との連携による食育の推進

（1）取組の方向性

食育実践の基本は家庭及び園・学校ですが、すべての市民が積極的に取り組めるように地域全体で支援することが大切です。

地域等において食育を推進していくためには、地域で食に関する取組や活動を行っている関係団体、関係事業者等の自発的な取組を促し、各団体等と協働で活動するためのネットワークの構築や地域の食育活動を活発にするためのボランティアの育成を行っていくことが求められます。

一方、市内各地で営まれている農林漁業は、市民が身近に食材の生産について見聞でき、その大切さを認識する上で非常に有意義なことです。消費者と生産者及び流通関係者の交流を深め、地場産物の需要を高めるなど、地産地消を推進し、生産者の経営の安定を図っていくことが望まれます。

そのため、地域において、関係機関や関係事業者等が協働で食育を推進していけるように、各種の取組を行っていきます。

（2）具体的な取組内容

① 地域等における食育活動への支援

地域、事業所、地区まちづくりセンター、教育機関等が主体となって実施する食育に関する勉強会、料理教室、体験学習やイベントなど食育推進のための事業について、講師派遣や紹介、資料提供などの支援を行います。

② 地場産物の消費拡大

食品関係事業者、関係団体などとの連携により、生産者の顔が見える安全で安心な地場産物の消費の拡大を支援し、農林漁業の生産振興を図ります。

③ 地域等との協働による食育体験講座・活動の推進

各種関係機関・団体、生産者と協働して、地域で育まれた郷土料理や、行事食、地域ならではの食材など、地域の食文化を伝承するための料理教室や農林水産物の生育状況などを実感・体験できるような講座等を開催します。

④ 地域での食育を担う人材の育成

食生活推進員[※11]をはじめ、地域において食育を推進する食育リーダーなどの育成を図ります。また、消費生活モニターへ学習会を通じ食に関する情報提供を行います。

⑤ 高齢者・障害者等を対象とした食に関する支援

在宅の介護認定者、健康づくりシニア[※12]や障害のある人など、食に関する支援を必要とする人を対象に、配食サービスを実施することにより食の自立を支援します。また、介護予防事業や高齢者対象の教室・個別指導等を行い、高齢者の栄養改善を図ります。

（3）取り組む事業等

具体的な 取組内容	関連する 主な基本施策	事業名	実施部門
①地域等における食育活動への支援 	● 正しい食習慣の定着 ● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 食を通しての生活習慣病の予防・改善 ● 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着 ● 食事作法の習得の推進 ● 食文化の伝承 ● 地産地消の推進 ● 食育体験活動の推進	・食育モデル地区事業○ ・市民食育活動への支援 ・食育講座	保健医療課
		・食生活推進員による食育講座	健康対策課
		・ＴＭＯ[※13]支援事業	商業労政課
		・富士ブランド[※14]事業の推進	産業政策課
②地場産物の消費拡大	● 食文化の伝承 ● 食の安全・安心確保 ● 地産地消の推進 ● 食育体験活動の推進	・農産物品評会 ・地場農産物直売所 PR事業 ・農林水産フェア ・しらす祭り	農政課
③地域等との協働による食育体験講座・活動の推進	● 食文化の伝承 ● 食育体験活動の推進 	・地区まちづくりセンター講座△	まちづくり課
		・日本家庭料理教室	多文化・男女共同参画課
		・農業体験プロジェクト	観光課
		・Ｔ-１グランプリ[※15] ・持ち寄り発表会 ・教育ファーム推進計画の推進	農政課
		・農家のくらし体験事業△	博物館
④地域での食育を担う人材の育成	● 正しい食習慣の定着 ● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 環境への配慮 ● 地産地消の推進	・消費生活モニター事業	市民安全課
		・食生活推進員活動支援事業	健康対策課
⑤高齢者・障害者等を対象とした食に関する支援	● 正しい食習慣の定着 ● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 食を通しての生活習慣病の予防・改善 ● 家族や仲間と楽しく食べる習慣の定着	・高齢者講座（地区まちづくりセンター）	まちづくり課
		・富士市障害者宅配サービス事業	障害福祉課
		・余暇活動　食生活支援	福祉キャンパスくすの木学園
		・栄養改善指導事業（通所・訪問型） ・富士市食の自立支援事業	高齢者介護支援課

注：事業名欄、○：新規事業　△：一部変更した事業（第１次計画との比較による）

4）健康づくりのための食育の推進

（1）取組の方向性

食は、心身の健康の基本となるものであり、すべての市民が健康でいきいきと暮らしていくために、生涯を通じて健康づくりの視点から食育を推進することが求められます。

近年、栄養の偏りや肥満、生活習慣病など、食に起因する様々な健康問題が生じており、規則正しい栄養バランスの良い食事を心がけ、何をどれだけ食べたらよいかを知り、健康的な食生活を実践できるようにすることが必要です。また、乳幼児期から食生活を支える口腔機能（食べる・味わうなど）の向上が重要となります。

そのため、関係機関や関係団体等との連携のもと、食と健康に関する正しい知識の普及を図り、生活習慣病の予防及び改善につながる食育を推進するために、各種の取組を行っていきます。

（2）具体的な取組内容

① 健康診断等における生活習慣病の予防及び改善のための食生活指導等の充実

学校や職場、市が行う各種健康診断等の機会において、専門医師や管理栄養士、保健師、養護教諭などによる食生活の改善指導を行います。また、生活習慣病の予防及び改善のための講座・教室・個別指導等を実施します。

② イベント等における生活習慣病の予防のための食生活の普及啓発

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や生活習慣病の予防のための食生活について、イベント等で意識啓発を図ります。

③ 歯と口の健康増進のための指導・相談等の充実

口腔機能の保持・増進を図るための相談やブラッシング指導等の機会を充実します。また、様々な場や機会を通じて、食と歯・口の健康との関係やかむことの大切さの啓発を図ります。

（3）取り組む事業等

具体的な取組内容	関連する主な基本施策	事業名	実施部門
①健康診断等における生活習慣病の予防及び改善のための食生活指導等の充実	● 正しい食習慣の定着 ● 栄養バランスの良い食生活の推進 ● 食を通しての生活習慣病の予防・改善	・食生活講座 ・市民栄養相談･市民健康相談 ・糖尿病予防講座 ・3か月でマイナス3kgチャレンジ教室 ・ＣＫＤ対策事業○	健康対策課
		・特定健康診査･特定保健指導	国保年金課
		・小児生活習慣病予防検診	学校教育課
		・個別栄養指導 ・糖尿病の啓発活動 ・腎臓病教室	中央病院

具体的な取組内容	関連する主な基本施策	事業名	実施部門
②イベント等における生活習慣病の予防のための食生活の普及啓発	●正しい食習慣の定着 ●栄養バランスの良い食生活の推進 ●食を通しての生活習慣病の予防・改善	・健康まつり	健康対策課
③歯と口の健康増進のための指導・相談等の充実 	●食生活を維持するための歯と口の健康増進	・家庭教育講座（地区まちづくりセンター） ・高齢者講座（地区まちづくりセンター）	まちづくり課
		・歯科検診	こども保育課
		・母子歯科保健事業 ・8020歯科検診 ・40・50・60・70 歯周疾患検診	健康対策課
		・歯つらつ健口教室（通所・訪問型）	高齢者介護支援課
		・学校歯科検診	学校教育課

注：事業名欄、○：新規事業　△：一部変更した事業（第１次計画との比較による）

注意

生活習慣病予備軍になる《こんな食習慣》

◆食べすぎ

◆油っぽい食べ物をよく食べる

◆塩分のとりすぎ

◆糖分のとりすぎ

◆朝食ぬきなど欠食をする

◆夜遅くに食べる

◆野菜や果物をほとんど食べない

子どものうちから、こうした食習慣が見られる場合には、早く改善する必要があります。毎日の食生活について見直してみましょう。

3 ライフステージごとの取組内容

1）ライフステージごとの食育の方向性

生涯を通し、いきいきと生活するための基本である食を営む力は、ライフステージに応じた豊かな食習慣の積み重ねにより育まれます。
ライフステージごとの特徴、課題に応じて、生涯を通して食育を推進していくための方向性を示します。

【ライフステージ区分】	【ステージごとの目標】
妊娠期	食に関する知識・技術を身につける
乳幼児期（０～５歳）	食事のリズムを身につけ、食生活の基礎をつくる
学童期～思春期（６～18 歳）	正しい食行動を習得し、自分の食事を管理する
青年期（19～29 歳）	健康的な食生活の実践で、健やかな生活リズムを身につける
壮年期（30～44 歳）	自らの食生活を確立し、次世代に食の大切さを伝える
中年期（45～64 歳）	食生活を見直し、生活習慣病を予防する
高齢期（65 歳以上）	健康状態に合わせた食生活を実践し、食文化を伝承する

※ライフステージ区分と年齢構成は、本市の健康増進計画「健康ふじ 21 計画Ⅱ」との整合性を図り、見直しました。

（1）妊娠期

近年、若い女性の痩身（やせ）志向が顕著となり、妊娠期にある女性においてもその傾向がみられるようになりました。妊婦の不適切な食事制限は、低出生体重児の増加など、胎児にも大きな影響を及ぼします。

この時期は、本人のみならず、子どもや家族の健康づくりにつながる食の大切さについて自覚し、食生活を見直すための重要な時期です。食に関する知識や技術をより高められるようにします。

（2）乳幼児期（0～5歳）

この時期は、生涯のうちで最も成長が著しく、適正な栄養摂取がより必要とされる時期です。また、健康的な食習慣の基本を確立するとともに、人間形成の基礎を培う重要な時期でもあります。

食生活のリズムや食事のマナーなどを身につけ、向かい合ってみんなで食べる楽しさを知り、食への興味や関心を高められるようにします。また、生涯おいしく食べるための基本である歯と口の健康増進を図ります。

（3）学童期～思春期（6～18 歳）

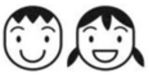

この時期は、心身ともに成長し、食習慣の基礎が完成する時期ですが、特に思春期は、心の問題や食習慣の乱れが生じやすい時期でもあります。

食生活の多様化は、大人だけでなくこの時期の子どもたちにも、小児生活習慣病や過度のダイエットによる痩身（やせ）の増加をもたらし、また、作物や料理をつくる機会が減り、食のありがたみを感じにくくなっています。

小・中学校、高校を通した一貫した取組により、食に関する知識や技術を身につけ、食事の選択や判断などの自己管理能力を高められるようにします。また、食を大切にする心を育み、心の安定に通じるよう、食卓でのコミュニケーションの醸成や調理体験・農業体験学習などを推進します。

（4）青年期（19～29 歳）

この時期は、就職や結婚、妊娠・出産などにより、生活が大きく変化し、忙しさなどから欠食や中食・外食などを利用する頻度が増えるなど、食生活が乱れやすい時期です。

この時期の食生活が、次のライフステージ以降の健康状態へ大きく影響を及ぼすことから、これまで身につけてきた食に関する知識や技術をさらに発展させ、健康的な食習慣が確立できるようにします。

（5）壮年期（30～44 歳）

この時期は、仕事や家庭での子育てなど、社会的にも家庭においても極めて活動的な時期です。一方で、仕事や家庭の問題などでストレスを受けやすく、生活リズムも不規則になりがちな時期です。このため、自分の健康状態を把握し、生活習慣病を発症しないよう、市や職場における健診を積極的に受診し、生活習慣病の早期発見や健診結果を生活習慣の改善につなげていくことが重要となります。

また、子どもの食環境を整える担い手であることを認識し、家庭においては子どもに食の楽しさや大切さを伝え、自らが望ましい食習慣を確立できるようにします。

（6）中年期（45～64 歳）

この時期は、身体機能が徐々に低下し、健康や体力に不安を感じる時期です。特に女性は、更年期のホルモンバランスの変化によって体調不良が起こりやすい時期でもあります。

これまでの生活習慣が要因となり、生活習慣病を発症することが多くなるため、身体の変化に対処し、次のライフステージを快適に過ごすための準備に心がけ、再度望ましい食習慣を確立できるようにします。

また、市や職場における健診を積極的に受診し、生活習慣病の早期発見やその健診結果を生活習慣の改善につなげていくことが重要となります。

（7）高齢期（65 歳以上）

この時期は、活動量や口腔機能の低下、嗜好の変化などにより、栄養バランスがくずれやすい時期です。また、一人暮らし世帯・高齢者世帯の増加など家族形態の変容により、食を通じたコミュニケーションをとる機会が減少し、次世代に食文化を伝承する機会が失われつつあります。

いつまでも元気に楽しみながら食事ができるよう、口腔機能の低下を防止し、栄養バランスの良い食生活が実践できるようにします。また、今まで培ってきた豊富な食知識や経験、行事食・伝統食を次世代へと伝承できるようにします。

かむかむメニューでかむ力をつける！！ レシピ

チヂミ風海鮮おやき

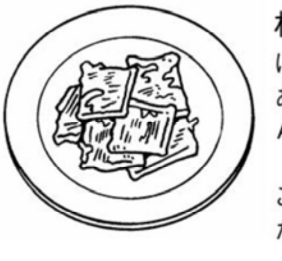

材料（２人分）1 人分約297kcal

にら 1/4束　桜えび 10g　いか 20g

あさりむき身 50g　卵 1/2個　水 100ml

A（小麦粉 80g　塩 小さじ1/2　すりごま（白）小さじ２）

ごま油 大さじ1/2

たれ（しょうゆ 大さじ１　酢 大さじ1/2　砂糖 小さじ1/4）

つくり方

①にらは４cmくらいの長さに切る。

②ボウルに卵を入れてわりほぐし、水を加えて混ぜる。この中にＡを入れてだまができないようによくかき混ぜ、①、桜えび、いか、あさりのむき身を加えて混ぜる。

③フライパンにごま油を加えて熱し、②の生地を半量入れて薄く広げ、フライ返しなどで押しつけながら中火で両面をこんがり焼く。残りの生地も同様に焼く。

④食べやすい大きさに切り、あわせたたれをつける。

2）ライフステージごとの事業等

ライフスステージごとに、適切な事業等に取り組んでいきます。

ライフステージ区分	事業名	実施部門
妊娠期	● お母さん・お父さん教室	健康対策課
乳幼児期 **（0～5 歳）** 	● 園児への食育指導 ● 保護者対象の食生活講座 ● 保育園給食 ● たよりでの情報提供 ● クッキング保育 ● 野菜栽培と収穫の体験活動 ● 年齢別食育計画 ● 職員への研修 ● 保育園給食の食物アレルギー対応 ● 歯科検診 ● 離乳食講習会 ● 乳幼児健診・講座 ● 母子歯科保健事業 ● 年齢別子育て講座 ● クッキング保育 ● たより等での情報提供	こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 こども保育課 健康対策課 健康対策課 健康対策課 子育て支援課 こども療育センター こども療育センター
学童期～思春期 **（6～18 歳）** 	● 自立支援クッキング講座 ● 食育モデル校事業 ● 小学校におけるお茶の手もみ体験教室 ● Ｔ‐１グランプリ ● ごみの出前講座 ● 農家のくらし体験事業 ● 朝食調査 ● 給食残量調査 ● 学校給食 ● おむすび給食 ● 学校給食の除去食対応 ● 給食を通じた食育指導 ● 学校給食への地場産物導入 ● 夏休み給食体験教室 ● たより・献立表での情報提供 ● 学校給食展 ● 親子料理教室 ● 野菜栽培と収穫の体験活動 ● 食に関する指導年間計画 ● 職員への研修 ● 給食試食会 ● 給食試食会等における食育講座 ● 小児生活習慣病予防検診 ● 学校歯科検診 ● 教科の中での食育指導（小・中・高校）	福祉キャンパス 保健医療課 農政課 農政課 廃棄物対策課 博物館 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課・富士市立高校

ライフステージ区分	事業名	実施部門
青年期 （19～29 歳）	● 男女共同参画地区推進員事業 ● 富士発・女（ひと）と男（ひと）のフォーラム開催 ● 日本家庭料理教室 ● 余暇活動・食生活支援 ● 食育講演会 ● 健康ふじ 21 地区講演会 ● 糖尿病予防講座 ● ごみの出前講座 ● 生ごみ処理推進事業 ● 糖尿病の啓発活動 ● 腎臓病教室 ● 農家のくらし体験事業	多文化・男女共同参画課 多文化・男女共同参画課 多文化・男女共同参画課 福祉キャンパス 保健医療課 健康対策課 健康対策課 廃棄物対策課 廃棄物対策課 中央病院 中央病院 博物館
壮年期 （30～44 歳）	● 消費生活モニター事業 ● 男女共同参画地区推進員事業 ● 富士発・女（ひと）と男（ひと）のフォーラム開催 ● 日本家庭料理教室 ● 余暇活動・食生活支援 ● 食育講演会 ● 健康ふじ 21 地区講演会 ● 糖尿病予防講座 ● 40 歯周疾患検診 ● 3か月でマイナス 3kg チャレンジ教室 ● ＣＫＤ対策事業 ● ごみの出前講座 ● 生ごみ処理推進事業 ● 糖尿病の啓発活動 ● 腎臓病教室 ● 農家のくらし体験事業	市民安全課 多文化・男女共同参画課 多文化・男女共同参画課 多文化・男女共同参画課 福祉キャンパス 保健医療課 健康対策課 健康対策課 健康対策課 健康対策課 健康対策課 廃棄物対策課 廃棄物対策課 中央病院 中央病院 博物館
中年期 （45～64 歳）	● 消費生活モニター事業 ● 男女共同参画地区推進員事業 ● 富士発・女（ひと）と男（ひと）のフォーラム開催 ● 日本家庭料理教室 ● 余暇活動・食生活支援 ● 食育講演会 ● 健康ふじ 21 地区講演会 ● 糖尿病予防講座 ● 50・60 歯周疾患検診 ● 3か月でマイナス 3kg チャレンジ教室 ● ＣＫＤ対策事業	市民安全課 多文化・男女共同参画課 多文化・男女共同参画課 多文化・男女共同参画課 福祉キャンパス 保健医療課 健康対策課 健康対策課 健康対策課 健康対策課 健康対策課

ライフステージ区分	事業名	実施部門
中年期 （45～64 歳）	● 特定健診・特定保健指導	国保年金課
	● ごみの出前講座	廃棄物対策課
	● 生ごみ処理推進事業	廃棄物対策課
	● 糖尿病の啓発活動	中央病院
	● 腎臓病教室	中央病院
	● 農家のくらし体験事業	博物館
高齢期 （65 歳以上）	● 男女共同参画地区推進員事業	多文化・男女共同参画課
	● 富士発・女（ひと）と男（ひと）のフォーラム開催	多文化・男女共同参画課
	● 日本家庭料理教室	多文化・男女共同参画課
	● 食育講演会	保健医療課
	● 健康ふじ 21 地区講演会	健康対策課
	● 70 歯周疾患検診	健康対策課
	● 8020 歯科検診	健康対策課
	● 3 か月でマイナス 3kg チャレンジ教室	健康対策課
	● ＣＫＤ対策事業	健康対策課
	● 歯つらつ健口教室（通所・訪問型）	高齢者介護支援課
	● 富士市食の自立支援事業	高齢者介護支援課
	● 栄養改善指導事業（通所・訪問型）	高齢者介護支援課
	● ごみの出前講座	廃棄物対策課
	● 生ごみ処理推進事業	廃棄物対策課
	● 腎臓病教室	中央病院
	● 糖尿病の啓発活動	中央病院
	● 農家のくらし体験事業	博物館

全世代	● 地区まちづくりセンター講座	まちづくり課
	● 消費生活相談	市民安全課
	● 広報ふじ・食育ウェブページ等による情報提供	保健医療課
	● 食育普及啓発事業	保健医療課
	● 食育モデル地区事業	保健医療課
	● 食育講座	保健医療課
	● 市民栄養相談・市民健康相談	健康対策課
	● 食生活講座	健康対策課
	● 健康まつり	健康対策課
	● 食生活推進員による食育講座	健康対策課
	● 農業体験プロジェクト	観光課
	● 農林水産フェア	農政課
	● しらす祭り	農政課
	● 個別栄養指導	中央病院
	● 病院給食における食物アレルギー対応	中央病院
	● 市政いきいき講座	社会教育課
その他	● JAS法に基づく食品表示に関する調査	市民安全課
	● 富士市障害者宅配サービス事業	障害福祉課
	● 市民食育活動への支援	保健医療課
	● 食生活推進員活動支援事業	健康対策課
	● TMO支援事業	商業労政課
	● 富士ブランド事業の推進	産業政策課
	● 農作物品評会	農政課
	● 地場農産物直売所ＰＲ事業	農政課
	● 持ち寄り発表会	農政課
	● 教育ファーム推進計画の推進	農政課
	● 学校給食への地場産物導入	学校教育課
	● 学校給食生ゴミリサイクル計画	教育総務課

間食レシピ ～じゃこトースト～

(材料・３個分)

フランスパン 3cm程　万能ねぎ 2本
ちりめんじゃこ 大さじ1　マヨネーズ 大さじ2
牛乳 小さじ1　練りがらし 小さじ1/2

(つくり方)

①フランスパンを1cmくらいの厚さに切る(３枚)。
②万能ねぎを小口切りにする。
③②とちりめんじゃこ、マヨネーズ、からしを混ぜあわせる。
④①の上に③をのせる。
⑤オーブントースターで焼き目がつくまで焼く。

第4章　計画の推進方策

1 関係主体との協働による食育の推進

本計画の推進に当たっては、学識経験者、教育・福祉関係者、生産流通関係者、市民団体、市民代表等からなる「富士市食育推進会議」と庁内組織である「食育推進連絡会」において、協議、調整を行いながら取り組んでいきます。

そして、市民、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園・学校、地域、農林漁業者、食品関連事業者、保健医療関係者、行政のそれぞれの主体の役割を明確化し、協働により食育を推進していきます。

【『第２次富士山おむすび計画』の推進イメージ】

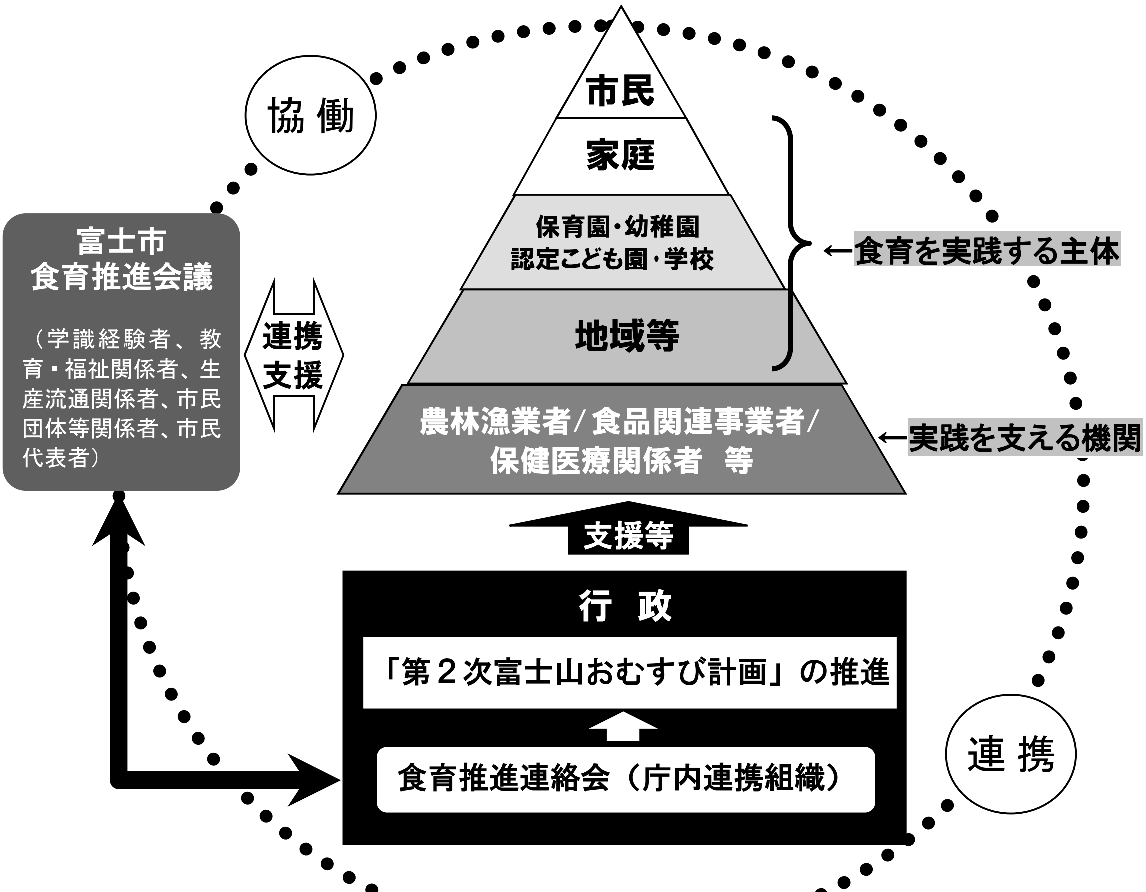

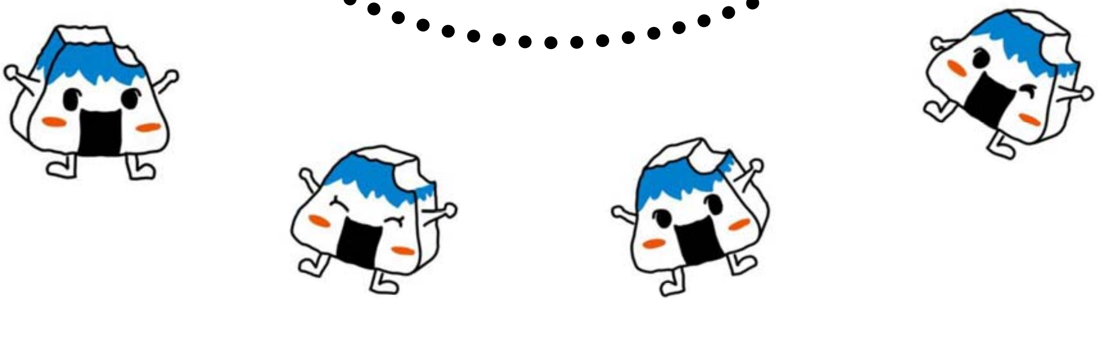

2 計画の推進に当たっての役割分担

市民、関係者及び行政それぞれが、役割を認識し、効果的に食育を推進していきます。

1）市民の役割

食育の主役は市民です。市民一人ひとりが食に対する関心を深め、食についての正しい知識を身につけ、生涯にわたり健全な食生活の実践に努めることが望まれます。

2）家庭の役割

家庭においては、望ましい食習慣の形成、食に関する知識の習得、食を通じたコミュニケーション等の場として、日常的に食育に取り組むことが望まれます。

3）保育園･幼稚園･認定こども園･学校関係者の役割

保育園、幼稚園、認定こども園、学校などの関係者は、生涯の食行動の基礎をつくる重要な時期を支えるため、食育を行うための資質向上に努めるとともに、家庭、地域、行政、給食関係者、農産物等の生産者、流通・加工業者などと連携し、様々な機会をとらえ、食育を総合的に推進することが望まれます。

4）地域等の役割

地域においては、子ども会、町内会、ボランティア団体、関係団体等により、様々な機会を利用して、積極的に食育へ取り組むことが望まれます。

5）農林漁業者の役割

農林漁業者及び関係団体は、市民への安全で安心な農産物等の提供をはじめ、様々な体験活動の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と生産活動の重要性について市民の理解が深まるように努め、教育関係者や関係機関等と連携して食育の推進に取り組むことが望まれます。

6）食品関連事業者の役割

食品関連事業者は、安全・安心な食品の製造・加工・流通・販売及び食事の提供や正しい情報の発信に努め、自主的かつ積極的に食育を進めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策やその他の食育の推進に関する活動に協力することが望まれます。

7）保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、乳幼児から高齢者までのライフステージに合わせた栄養指導をはじめ、生活習慣病等と食の関わりなど正しい健康情報の提供に努めることが望まれます。

8）行政（市）の役割

市は、本計画に基づき、食育を市民運動として推進するために必要な施策を展開するとともに、円滑な施策の推進を図るため、食育担当部署を中心に庁内及び国・県や様々な食育分野の関係者との連携を密にしながら、総合的かつ効果的な食育の推進に努めます。

3 計画の進行管理と評価

本計画に実効性を持たせ、計画的・効果的に推進するため、毎年、各事業の具体的な内容を示す実施計画を策定し、１年ごとに達成状況等を把握します。

また、本計画の成果指標の目標値については、関連する計画における評価指標や、市民に対するアンケート調査等で適切に現状を把握します。

そして、「富士市食育推進会議」及び「食育推進連絡会（庁内連携組織）」において定期的に検証、評価したうえで、その結果に基づき適切な食育の推進を図ります。

なお、国や県の計画の見直しを考慮し、期間中であっても、計画内容の見直しが必要になった場合は、随時見直しを行います。

参考資料

資料1　食育基本法

食育基本法

（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二一年六月五日法律第四九号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条　食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条　食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条　食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条　食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積

極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）
第六条　食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）
第七条　食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）
第八条　食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）
第九条　国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第十条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）
第十一条　教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

２　農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）
第十二条　食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）
第十三条　国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）
第十四条　政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）
第十五条　政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）
第十六条　食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

２　食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　食育の推進に関する施策についての基本的な方針
二　食育の推進の目標に関する事項
三　国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

４　前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条　都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

２　都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条　市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

２　市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章　基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条　国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条　国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条　国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条　国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条　国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条　国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条　国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章　食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条　内閣府に、食育推進会議を置く。

２　食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条　食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十九条　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣府設置法　（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項 に規定する特命担当大臣であって、同項 の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号 に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三 に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二　食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三　食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条　前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一条　この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条　都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

２　都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条　市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

２　市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二一年六月五日法律第四九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

資料2　富士市食育推進会議条例

富士市食育推進会議条例

平成 19 年３月 26 日条例第７号

（設置）
第１条　食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 33 条第１項の規定に基づき、富士市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第２条　推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。
（１）　富士市食育推進計画（法第 18 条第１項の市町村食育推進計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
（２）　前号に掲げるもののほか、本市における食育の推進に関して、重要事項を審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（組織）
第３条　推進会議は、15 人以内の委員で組織する。
２　委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第５条　推進会議に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
２　推進会議の会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
３　推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）
第７条　推進会議の庶務は、保健部保健医療課で処理する。

（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附　則
この条例は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年９月 28 日条例第 26 号）
この条例は、平成 20 年４月１日から施行する。

資料3　計画の策定体制

計画策定にあたっては、庁内関係部課長で構成する「富士市食育推進計画策定委員会」及びその下部組織である庁内関係課で構成する「富士市食育推進計画策定ワーキンググループ」において協議、検討しました。

また、庁内組織からの提案について、学識経験者、公募市民、関係機関・団体の代表などで構成する「富士市食育推進会議」において審議しました。

一方、より多くの市民の意向を計画に反映するため、「食育に関するアンケート調査※」を実施しました。

【計画策定体制】

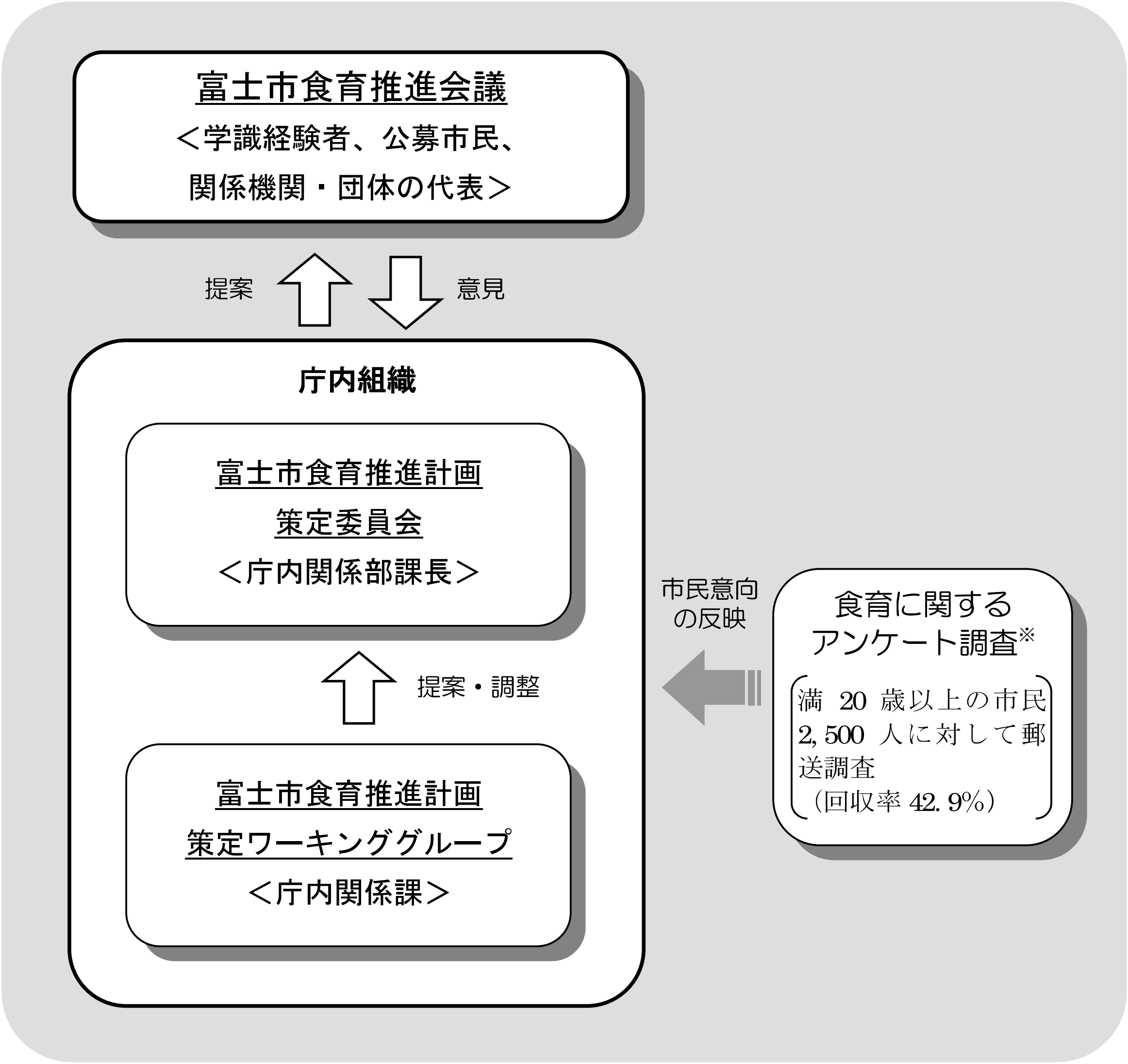

資料4　計画策定の経緯

年　月　日	実　施　事　項	内　容
平成24年　7月　2～17日	食育に関するアンケート調査	・満20歳以上の市民2,500人に対して郵送調査（回収率42.9%）
5月　10日	平成24年度第1回富士市食育推進会議	・主旨説明、計画策定方向性について
10月　29日	第1回第2次富士市食育推進計画策定委員会・策定ワーキング合同会議	・食育に関するアンケート調査結果報告、富士市の食育の課題について
11月　8日	平成24年度第2回富士市食育推進会議	・食育に関するアンケート調査結果報告、富士市の食育の課題について
平成25年　1月　31日	第2回第2次富士市食育推進計画策定ワーキング会議	・計画案検討
3月　19日	第2回第2次富士市食育推進計画策定委員会	・計画案検討
3月　28日	平成24年度第3回富士市食育推進会議	・計画案検討
7月　11日	平成25年度第1回富士市食育推進会議	・計画案検討
7月　25日	第3回第2次富士市食育推進計画策定ワーキング会議	・計画案検討
8月　5日	第3回第2次富士市食育推進計画策定委員会	・計画案検討
9月　4日	平成25年度第2回富士市食育推進会議	・計画案検討
10月　15日～11月　15日	パブリック・コメント実施	・富士市ウェブサイトへの掲載、保健医療課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧 ・1人提出、38件の意見
平成26年　2月　27日	平成25年度第3回富士市食育推進会議	・パブリック・コメントについての報告

資料5　富士市食育推進会議委員名簿

平成 24 年度

役　職	氏　　名	所　　属
会　長	牧田　一郎	富士商工会議所　副会頭
副会長	合田　敏尚	静岡県立大学　食品栄養科学部教授
委　員	飯泉　哲哉	富士市医師会　理事
委　員	大内　仁之	富士市歯科医師会　公衆衛生部部長
委　員	望月　力	富士市校長会　給食常任委員会会長
委　員	栗橋　祐子	私立幼稚園協会　いまいずみ幼稚園主任
委　員	甲斐　幸子	富士市民間保育園連盟　みどりご保育園園長
委　員	田村　厚義	富士市農業協同組合　営農部部長
委　員	坂野　友廣	富士中央青果株式会社　代表取締役社長
委　員	菅井　滿江	富士市消費者運動連絡会　理事
委　員	小櫛　和子	富士市学校給食を考える会　会長
委　員	村松　千恵子	国際ソロプチミスト富士　理事
委　員	安達　瑞穂	公　募　市　民
委　員	野村　智江	公　募　市　民
委　員	石川　英之	公　募　市　民
アドバイザー	浅倉　洋子	静岡県富士健康福祉センター　　医療健康課長
アドバイザー	岡野　幸次	静岡県富士健康福祉センター　　衛生薬務課長
アドバイザー	芹澤　駿治	静岡県富士農林事務所　　地域振興課長

平成 25 年度

役 職	氏　　名	所　　属
会　長	牧田　一郎	富士商工会議所　副会頭
副会長	合田　敏尚	静岡県立大学　食品栄養科学部教授
委　員	飯泉　哲哉	富士市医師会　理事
委　員	大内　仁之	富士市歯科医師会　公衆衛生部部長
委　員	半田　博子	富士市校長会　給食常任委員会会長
委　員	原　　幸恵	私立幼稚園協会　認定こども園わかば栄養士
委　員	後藤　恭佑	富士市民間保育園連盟　すみれ認定こども園園長
委　員	田村　厚義	富士市農業協同組合　営農部部長
委　員	坂野　友廣	富士中央青果株式会社　代表取締役社長
委　員	木村　淑子	富士市消費者運動連絡会　理事
委　員	小櫛　和子	富士市学校給食を考える会　会長
委　員	齊藤　久江	国際ソロプチミスト富士　理事
委　員	長田　雅宏	公　募　市　民
委　員	佐野　智昭	公　募　市　民
委　員	大村　里美	公　募　市　民
アドバイザー	浅倉　洋子	静岡県富士健康福祉センター　医療健康課長
アドバイザー	岡野　幸次	静岡県富士健康福祉センター　衛生薬務課長
アドバイザー	芹澤　駿治	静岡県富士農林事務所　地域振興課長

資料6　食育推進計画策定委員会構成

平成 24 年度

区 分	所　属
委員長	保健部長
委　員	総務部　広報広聴課長
委　員	市民部　まちづくり課長
委　員	市民部　市民安全課長
委　員	市民部　男女共同参画課長
委　員	福祉部　子育て支援課長
委　員	福祉部　こども保育課長
委　員	保健部　保健医療課長
委　員	保健部　健康対策課長
委　員	保健部　介護保険課長
委　員	環境部　廃棄物対策課長
委　員	商工農林部　商業労政課長
委　員	商工農林部　観光課長
委　員	商工農林部　農政課長
委　員	中央病院　病院総務課長
委　員	教育委員会　学校教育課長
委　員	教育委員会　社会教育課長

平成 25 年度

区 分	所　属
委員長	保健部長
委　員	総務部　広報広聴課長
委　員	市民部　まちづくり課長
委　員	市民部　市民安全課長
委　員	市民部　多文化・男女共同参画課長
委　員	福祉部　子育て支援課長
委　員	福祉部　こども保育課長
委　員	保健部　保健医療課長
委　員	保健部　健康対策課長
委　員	保健部　高齢者介護支援課長
委　員	環境部　廃棄物対策課長
委　員	産業経済部　商業労政課長
委　員	産業経済部　観光課長
委　員	産業経済部　農政課長
委　員	中央病院　病院総務課長
委　員	教育委員会　学校教育課長
委　員	教育委員会　社会教育課長

資料7　食育推進計画策定ワーキンググループ構成

平成 24 年度

課　名
総務部　広報広聴課
市民部　まちづくり課
市民部　鷹岡まちづくりセンター
市民部　吉永まちづくりセンター
市民部　市民安全課
市民部　男女共同参画課
福祉部　子育て支援課
福祉部　こども保育課
福祉部　広見保育園
福祉部　岩松幼稚園
保健部　健康対策課（母子保健担当）
保健部　健康対策課（成人保健担当）
保健部　介護保険課
環境部　廃棄物対策課
商工農林部　商業労政課
商工農林部　観光課
商工農林部　農政課
中央病院　栄養科
教育委員会　学校教育課
教育委員会　社会教育課
富士市立高等学校
富士市立富士中央小学校
富士市立岩松中学校

平成 25 年度

課　名
総務部　広報広聴課
市民部　鷹岡まちづくりセンター
市民部　吉永まちづくりセンター
市民部　市民安全課
市民部　多文化・男女共同参画課
福祉部　子育て支援課
福祉部　こども保育課
福祉部　なかじま保育園
福祉部　岩松幼稚園
保健部　健康対策課（母子保健担当）
保健部　健康対策課（成人保健担当）
保健部　高齢者介護支援課
環境部　廃棄物対策課
産業経済部　商業労政課
産業経済部　観光課
産業経済部　農政課
中央病院　栄養科
教育委員会　学校教育課
教育委員会　社会教育課
富士市立高等学校
富士市立富士中央小学校
富士市立岩松中学校

資料8　富士市教育ファーム推進計画

富士市教育ファーム推進計画

（ねらい）

　食育を推進する一環として、市民が自然の恩恵や食に関する人々の様々な活動への理解を深めることを目的とし、専門家の指導のもとで農作業体験を行う。

（数値目標）

	（平成 24 年）		（平成 30 年）
園児・児童・生徒による農作業体験	４４ 校／９５ 校	→	５０ 校／９５ 校

（内　容）

　一般市民に農作業体験をする機会を提供し、農作物の生産・収穫体験を通じ農業に対する理解を深める。

○保育所・学校における農作業体験の推進

・茶摘み、手もみ体験、野菜の栽培などを体験する機会を設けます。

（農業体験の体制の構築）

○農政課と農協が連携し、農作業体験を指導してくれる専門家を調査します。

○各種茶業団体等、各種農業団体や地区まちづくりセンターと協働し、学校等における農作業体験を推進します。

（参　考）

　教育ファームとは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいいます。なお一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について２つ以上の作業を年間２日間以上の期間行うものとします。

（「様々な主体が連携した「教育ファーム」推進のための計画策定について」（農林水産省消費安全局長通知）より

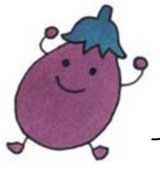

用語説明

※	用　　語	説　　　明
1	肥満傾向児 痩身傾向児	村田式肥満度（村田式係数を使って村田式標準体重を求め、その数値によって算出された肥満度を言う。）により算出し、20%以上を肥満傾向、－20%未満を痩身傾向と判定したもの。 肥満度＝（体重－標準体重）÷標準体重×100
2	富士市小中学生栄養調査	小中学生が個々の食生活及び栄養状態を知り、食生活改善につなげることを目的に富士市が実施している食生活頻度調査。小学校５年生及び中学校１年生を対象に毎年３から４校で実施している。
3	栄養教諭 	平成 16 年、学校教育法の改正により、子どもたちの望ましい食習慣の形成のため、新たに栄養教諭制度が創設され、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する栄養教諭が食に関する指導に当ることができるようになった。 職務は、食に関する指導と学校給食の管理であり、これらを一体のものとして行うことにより、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果がもたらされることを期待されている。 栄養教諭は、正規職員であり、栄養教諭普通免許状（専修、一種、二種）を有していなければならない。その配置は、地方自治体や設置者の判断に委ねられている。
4	学校栄養職員	学校栄養職員は、学校給食法において、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどることとされ、栄養士または管理栄養士の免許を有していなければならない。
5	カロリーベース	カロリーベースの食料自給率は、国民に供給されている食料の全熱量合計のうち、国産で賄われた熱量の割合を示したもの。
6	中食	惣菜・持ち帰り弁当などそのまま食べられる状態に調理されたものを、家などに持ち帰って利用すること。
7	食事バランスガイド	平成 12 年３月に、当時の文部省、厚生省、農林水産省が国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定した「食生活指針」を、具体的な行動に移すためのものとして、平成 17 年６月に厚生労働省と農林水産省が策定した。 １日に「何を」「どれだけ」食べたら良いのか、望ましい食事のとり方やおおよその量が、わかりやすく料理例のイラストで示されている。
8	地場産物	富士・富士宮産の食材を指す。
9	日本型食生活 	「伝統的な日本型の食生活」で食べられていたものは、「ごはん」を中心として、大豆、野菜、魚などを、しょうゆ、みそ、だしを使って調理されたものであった。このようなパターンに畜産物や油脂類、果物の消費が増え、昭和 50 年頃には、お米を中心とした健康的で豊かな我が国独自の「日本型食生活」が実現した。その後、日本型食生活は、欧米諸国の食生活と比較して国際的に評価され、日本でも見直されている。

	用　　語	説　　　明
10	行事食	季節折々の伝統行事などの際にいただく料理、特別な行事の時の華やいだ食事のこと。大晦日の年越しそば、正月のおせち料理など。
11	食生活推進員	自主的に食生活改善並びに食育に関する普及啓発活動を行っている方々であり、ボランティアである。富士市食生活推進員会に属し、市が行う研修会を受講している。
12	健康づくりシニア	介護認定を受けていないが、要支援・要介護となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の人をいう。
13	ＴＭＯ	タウン・マネージメント機関（Town Management Organization）の略称。商業者・市民・NPOなどが主体となり、中心市街地（富士駅周辺・吉原地区）のまちづくりを運営管理する機関。
14	富士ブランド	全国に誇ることのできる富士市の素材や名勝、歴史を生かした独自性のある商品や製品、サービスなどに与えられる称号のこと。富士商工会議所　富士ブランド推進会議で認定している。
15	Ｔ-１グランプリ	お茶の歴史や文化を理解してもらうため、小学校３～６年生を対象として、お茶の〇×筆記クイズ、お茶の種類当て競技、お茶の入れ方実技競技の３種類の競技を実施し、その総合得点で優秀者を決めるイベント。

食事バランスガイド

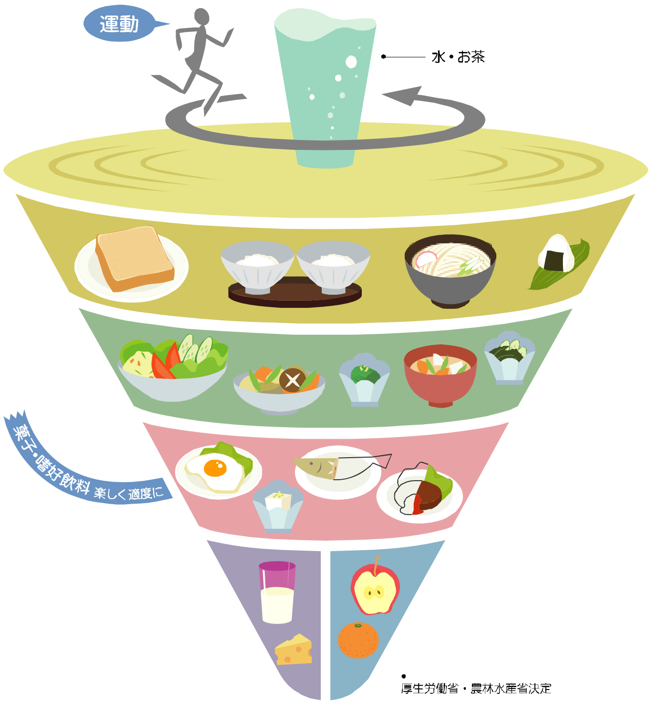

第２次富士山おむすび計画

～富士市食育推進計画～

平成２６年３月

編集・発行：富士市 保健部 保健医療課 食育推進室
電話番号 0545-55-2884　FAX0545-53-5586
Eﾒｰﾙ：ho-iryou@div.city.fuji.shizuoka.jp
〒417－8601
静岡県富士市永田町１丁目 100 番地
電話番号（代表）　0545-51-0123

富士山おむすび計画 2

富士山おむすび計画ロゴマーク

富士市行政資料登録番号

25-57